

は　じ　め　に

今日、わが国においては、経済のグローバル化、原油価格の動向やサブプライム住宅ローン問題による影響等への対処、また、少子長寿化社会への対応、都市地方間などの格差の解消のための施策を早急に講ずる必要があります。

しかしながら、与野党がそれぞれ一院の多数を占めるという政治状況にあり、平成20年度において、税体系の抜本的改革を実現させることはなかなか困難です。そこで、平成20年度税制改正においては、税体系の抜本的改革に向けた橋渡しとして、これまでの構造改革の過程で生じた諸問題への対応に重点が置かれました。

具体的には、耐用年数の大幅簡素化や研究開発税制等の拡充といった国際的競争力強化策を講ずることに加え、構造改革の進展に伴って生じつつあった負の側面にも十分配慮し、国民一人ひとりの目線に重点を置いた税制上の対応が図られることとされました。

喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されました。一方、中小企業向けの大胆な活性化策と事業承継策の創設など、地域・地場経済の再生を目指すこととされています。更に、個人投資家のリスク負担に配慮した損益通算措置の導入など金融所得課税の一体化に向けた措置が採られるほか、次代を担う起業家のチャレンジ精神を後押しする思い切った支援策等も講じられることとされました。

また、民による自発的な公益活動を支えるべく、寄附金税制の抜本的な見直しと併せて、明治以来の公益法人制度改革に相応しい税制の構築を行うとともに、住宅の省エネ改修促進税制の創設や環境問題への対応や暮らしの中での安心・安全に対する配慮等も行われました。

本冊子では、このような改正事項のほか、実務家や経営者などに関わりの深い税制改正事項を図式化等により分かり易くまとめました。実務家や経営者の皆様をはじめ税務関連の仕事に従事される方々のお役に立てれば幸いです。

目次

I

法人税制関係の改正のポイント

- 1 ● 法定耐用年数の大幅簡素化 ― 昭和39年以来の大幅見直し …………… 4
― 390区分を50区分に、国際競争力の強化と税務コスト減 ―
- 2 ● 研究開発税制の強化 …………… 14
- 3 ● 情報基盤強化税制の見直し …………… 16
- 4 ● 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長 …………… 17
- 5 ● 交際費等の損金不算入の特例の延長 …………… 18
- 6 ● 欠損の繰戻し還付の不適用の適用除外措置の延長 …………… 18
- 7 ● 人材投資促進税制の拡充・延長 ― 中小企業基盤強化税制の中に位置付け …… 19
― 教育訓練費を増加できない中小企業にも適用拡大等 ―
- 8 ● 企業再生税制の特例措置を受ける私的整理要件の緩和 …………… 21
― 信用保証協会の追加等 ―
- 9 ● 工事収益の計上方法等の見直し …………… 23
- 10 ● 償却資産（固定資産税）の価格の算出方法の見直し …………… 24

II

公益法人税制関係の改正のポイント

- 1 ● 公益法人の税制の見直し―民間が担う公益活動の推進 …………… 25
― 営利事業の課税強化、認定公益法人は非課税拡大等 ―
- 2 ● 公益法人関係税制の整備等 …………… 26
- 3 ● 公益法人制度改革に伴う地方税関連の措置 …………… 28
- 4 ● NPO 法人に対する税制上の特例措置の拡充等 …………… 30

III

相続贈与税制関係の改正のポイント

- 1 ● 平成21年度税制改正において中小企業の事業承継税制の創設 …………… 31
― 非上場株式等に対応する相続税の納税猶予制度の導入等。
法定相続分課税方式から遺産取得課税方式へ ―
- 2 ● 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設 …………… 32
- 3 ● 取引相場のない株式の評価に係る純資産価額方式における営業権の評価の見直し … 35
- 4 ● 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の延長 …………… 38

IV

住宅土地税制関係の改正のポイント

- 1 ● 住宅の省エネ改修促進税制の創設 …………… 39
― 天井、壁、床、窓などの断熱工事費用に係るローン残高の2%を5年間控除 ―
- 2 ● 長期優良住宅（「200年住宅」）促進税制の創設 …………… 43
― 登録免許税・固定資産税・不動産取得税の税率軽減等 ―

CONTENTS

- 3 ● 土地の所有権の移転登記等の登録免許税の延長…………… 45
— 平成23年3月31日まで3年延長 —
- 4 ● 新築家屋等をめぐる固定資産税の特例の見直し…………… 46
- 5 ● 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置…………… 47

V

金融証券税制関係の改正のポイント

- 1 ● 金融所得課税の一体化への措置（平成21年から）…………… 49
— 株式譲渡損失と配当所得との損益通算可能・株式譲渡益の10%軽減税率は
500万円以下に限り2年延長・配当所得の10%軽減税率は100万円に限り2年延長 —
- 2 ● エンジェル税制の課税の特例措置の拡充…………… 56
— 税額控除限度額の上限引き上げ等 —

VI

地方税制関係の改正のポイント

- 1 ● 法人事業税の分離・地方法人特別税の創設…………… 59
— 2009年度から地方法人特別譲与税として都道府県に譲与 —
- 2 ● 個人住民税における寄附金税制の見直し（ふるさと納税の創設）…………… 62
- 3 ● 個人住民税に公的年金からの特別徴収制度の導入…………… 64
- 4 ● 自動車関係諸税の簡素化措置の創設…………… 66

VII

その他の税制関係の改正のポイント

- 1 ● 税務手続の電子化促進措置…………… 67
- 2 ● 事前照会に対する文書回答手続の改善…………… 68
- 3 ● 不服申立て手続の整備…………… 68
- 4 ● 酒税の見直し…………… 69
- 5 ● トン数標準税制の創設…………… 70
- 6 ● その他の税制改正事項…………… 71

凡 例

所法…所得税法、所令…所得税法施行令、所規…所得税法施行規則、法法…法人税法、
 法令…法人税法施行令、法規…法人税法施行規則、措法…租税特別措置法、
 措令…租税特別措置法施行令、消法…消費税法、
 地法…地方税法、地令…地方税法施行令、地法附…地方税法附則、
 地令附…地方税法施行令附則、登免法…登録免許税法、国通法…国税通則法、
 国徴法…国税徴収法、平20改所法等附…平成20年「所得税法等の一部を改正する法律(第23号)」附則、
 平20改地法附…平成20年「地税法等の一部を改正する法律(第21号)」附則
 経過措置令…平成20年「所得税法等の一部を改正する法律附則第119条の2の規定による経過措置
 を定める政令」

(注) 本小冊子の内容は、平成20年4月30日に第169回国会で成立した税制改正関連法等に基づいています。



法人税制関係の 改正のポイント

1 法定耐用年数の大幅簡素化 ― 昭和39年以来の大幅見直し

(所法 49、所令 120、120の2、法法 31、法令 48、48の2)

― 390区分を55区分に、国際競争力の強化と税務コスト減 ―

(法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、固定資産税)

減価償却制度については、平成19年度税制改正において、残存価額や償却可能限度額が撤廃され、1円まで償却できる等の抜本的な見直しが行われました。

従来の法定耐用年数区分（機械・装置）は390区分ですが、新技術や新製品が誕生する度に、区分けの問題や適用する耐用年数等の問題が生じ得るなどの欠点があり、また、法定耐用年数が長すぎるとの意見もあり、国際競争力・成長力に障害を来たしています。

そこで、平成20年度改正では、これらを克服するために、減価償却資産の使用実態を踏まえ、機械及び装置を中心に、資産区分の大括り化が図られるとともに、法定耐用年数が見直されました。また同時に、法定耐用年数の短縮特例制度について、承認申請の事務負担に配慮し、手続の簡素化が行われました。

平成19年度税制改正	平成20年度改正
①新規取得資産につき法定耐用年数経過時点で取得価額の全額（100%）を償却可能とした。 ②既存資産につき「償却可能限度額（95%）」を撤廃した。	①機械及び装置を中心に、資産区分の大括り化が図られるとともに、法定耐用年数が見直されました。 ②耐用年数の短縮特例制度について、承認申請の事務負担に配慮し、手続の簡素化が行われました。

[1] 法定耐用年数区分の大括り化・耐用年数見直し（耐用年数(省令)別表二）

法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化が行われました。



参考 アメリカ48区分(業種毎)、イギリス1区分(償却率25%のみ)、韓国26区分(業種毎)、中国1区分(耐用年数毎)となっています。

法定耐用年数区分の見直しのポイント

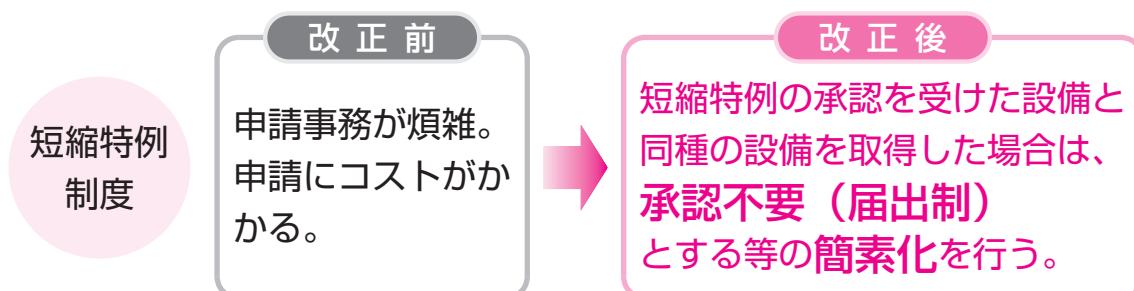
- 機械・装置の各耐用年数区分について、日本標準産業分類の中分類単位に大括り化(55区分)。
- 見直し後の法定耐用年数については、中分類毎に新たな耐用年数を設定。
- 新たな耐用年数は、使用実態調査の結果得られた耐用年数区分毎の平均使用年数(※)と一資産当たりの平均取得価額を使用し、加重平均の方法により算出。
(※) 資本的支出を行っている耐用年数区分については、取得価額に対する資本的支出の割合に対応する年数分だけ平均使用年数を短縮。
- 実使用年数が短い等の理由により、新たな耐用年数をそのまま適用することが適当でない設備については、当該中分類の中で細目として別立て。



この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度(個人は平成21年分以後)から適用されます。(耐年省令附)

〔2〕短縮特例制度の手続き簡素化 (所令 130、所規 30、31、32、法令 57、法規 16、17、18)

耐用年数の短縮特例について、納税者の事務負担に配慮し、本特例の適用を受けた減価償却資産について軽微な変更があった場合、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができることとされました。



参考 減価償却資産の耐用年数表

● 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

別表第一に次の有形減価償却資産が追加されました。

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数
構築物	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹又はホップ棚 その他のもの 主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	年 14 17 14 5 10 8
構築物	金属造のもの（前掲のものを除く。）	橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	45 25 22 30 15 10 20 8 10 15 25 15 20 15 10 15 45
器具及び備品	11 前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属造のもの その他のもの	2 2 3 3 3 3 5 5 5 5 10 5

● 別表第二 機械及び装置の耐用年数表

番号	設備の種類	細 目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		年 10
2	飲料・たばこ・飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	
		黒鉛化炉	3
		その他の設備	7
		その他の設備	7
4	木材・木製品（家具を除く。）製造業用設備		8
5	家具・装備品製造業用設備		11
6	パルプ・紙・紙加工品製造業用設備		12
7	印刷・同関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
		新聞業用設備	
		モノタイプ、写真又は通信設備	3
		その他の設備	10
		その他の設備	10
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
		塩化りん製造設備	4
		活性炭製造設備	5
		ゼラチン又はにかわ製造設備	5
		半導体用フォトレジスト製造設備	5
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
		その他の設備	8
9	石油製品・石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
11	ゴム製品製造業用設備		9

12	なめし革・同製品・毛皮製造業用設備		9
13	窯業・土石製品製造業用設備		9
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	9
		その他の設備	14
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
		その他の設備	7
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
		その他の設備	10
17	はん用機械器具製造業用設備		12
18	生産用機械器具製造業用設備（次号及び21号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備	9
		その他の設備	12
19	業務用機械器具製造業用設備（17号、21号及び23号に掲げるものを除く。）		7
20	電子部品・デバイス・電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	6
		プリント配線基板製造設備	6
		フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
		その他の設備	8
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備（次号に掲げるものを		5

	除く。)		
28	水産養殖業用設備		5
29	鉱業、採石業、砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業設備	
		坑井設備	3
		掘さく設備	6
		その他の設備	12
		その他の設備	6
30	総合工事業用設備		6
31	電気業用設備	電気事業用水力発電設備	22
		その他の水力発電設備	20
		汽力発電設備	15
		内燃力又はガスタービン発電設備	15
		送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	
		需要者用計器	15
		柱上変圧器	18
		その他の設備	22
		鉄道又は軌道事業用変電設備	15
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
32	ガス業用設備	製造用設備	10
		供給用設備	
		鑄鉄製導管	22
		鑄鉄製導管以外の導管	13
		需要者用計量器	13
		その他の設備	15
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
33	熱供給業用設備		17

34	水道業用設備		18
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
37	映像・音声・文字情報制作業用設備		8
38	鉄道業用設備	自動改札装置	5
		その他の設備	12
39	道路貨物運送業用設備		12
40	倉庫業用設備		12
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10
42	飲食料品卸売業用設備		10
43	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	13
		その他の設備	8
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備	8
		その他の設備	14
47	宿泊業用設備		10
48	飲食店用設備		8
49	洗濯・理容・美容・浴場業用設備		13
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11
		遊園地用設備	7
		ボウリング場用設備	13
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
		その他のもの	8

52	教育業（学校教育業を除く。）又は 学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
53	自動車整備業用設備		15
54	その他のサービス業用設備		12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに 前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
		その他のもの	8

● 別表第四 生物の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	年
	役肉用牛	6
	乳用牛	4
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	4
	その他用	6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6
	競走用	4
	その他用	8
豚		3
綿羊及びやぎ	種付用	4
	その他用	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15

なし樹		26
桃樹		15
桜桃樹		21
びわ樹		30
くり樹		25
梅樹		25
かき樹		36
あんず樹		25
すもも樹		16
いちじく樹		11
キウイフルーツ樹		22
ブルーベリー樹		25
パイナップル		3
茶樹		34
オリーブ樹		25
つばき樹		25
桑樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	18 9
こりやなぎ		10
みつまた		5
こうぞ		9
もう宗竹		20
アスパラガス		11
ラミー		8
まおらん		10
ホップ		9

● 別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表

種 類	耐用年数
構築物	年 18
機械及び装置	5

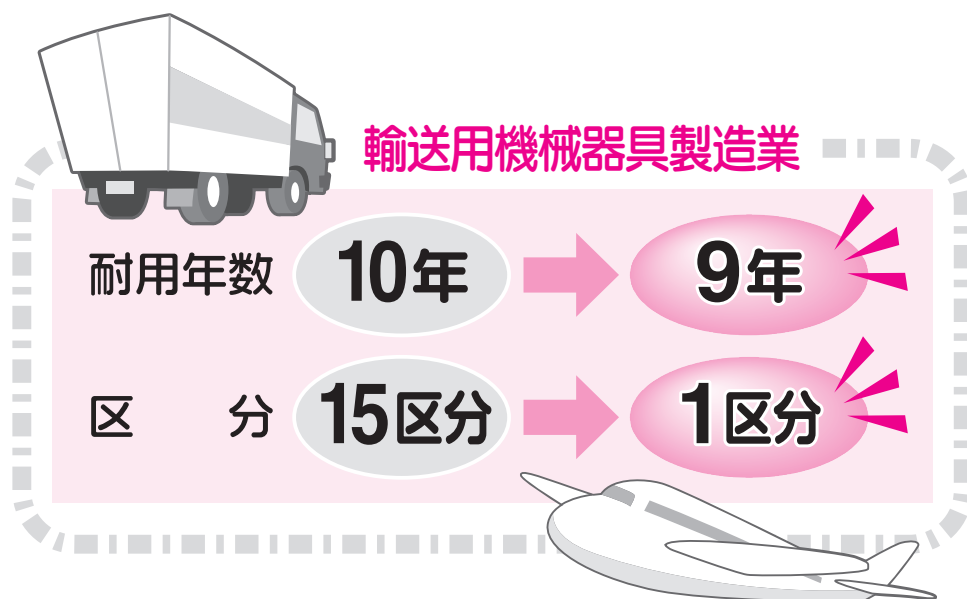
● 主要業種における見直しの例

業 種	現行区分 (現行耐用年数)	新区分 (新耐用年数)	主要設備 (例)
輸送用機械器具 製造業	15区分 (7～13年)	1区分 (9年)	・自動車製造設備(改正前10年→9年) ・航空機製造設備(改正前10年→9年)
電子部品・ デバイス・ 電子回路製造業	6区分 (6～12年)	1区分 (8年) ※細目あり	・電気通信用機器製造設備(改正前10 年→8年)・半導体デバイス製造設備 (改正前5・7年→5年)
鉄鋼業	12区分 (11～15年)	1区分 (14年) ※細目あり	・製鉄設備(改正前14年→14年)・鉄 鋼圧延設備(改正前14年→14年)・表 面処理鋼材製造設備等(改正前7～11 年→5年)
化学工業	93区分 (3～13年)	1区分 (8年) ※細目あり	・エチレン製造設備(改正前9年→8 年)・半導体フォトリソ製造設備 (改正前5年→5年)
石油製品・石炭 製品製造業	6区分 (7～14年)	1区分 (7年)	・石油精製設備(改正前8年→7年)
生産用機械器具 製造業	9区分 (10～13年)	1区分 (12年) ※細目あり	・金属加工機械製造設備(改正前10年 →9年)

※なお、電気業、ガス業については、改正前区分、改正前耐用年数を維持。

改正の
ねらい

企業の国際競争力・成長力を強化し、国際的なイコールフットINGの確保等ができる。



2 研究開発税制の強化

[1] 法人税の改正

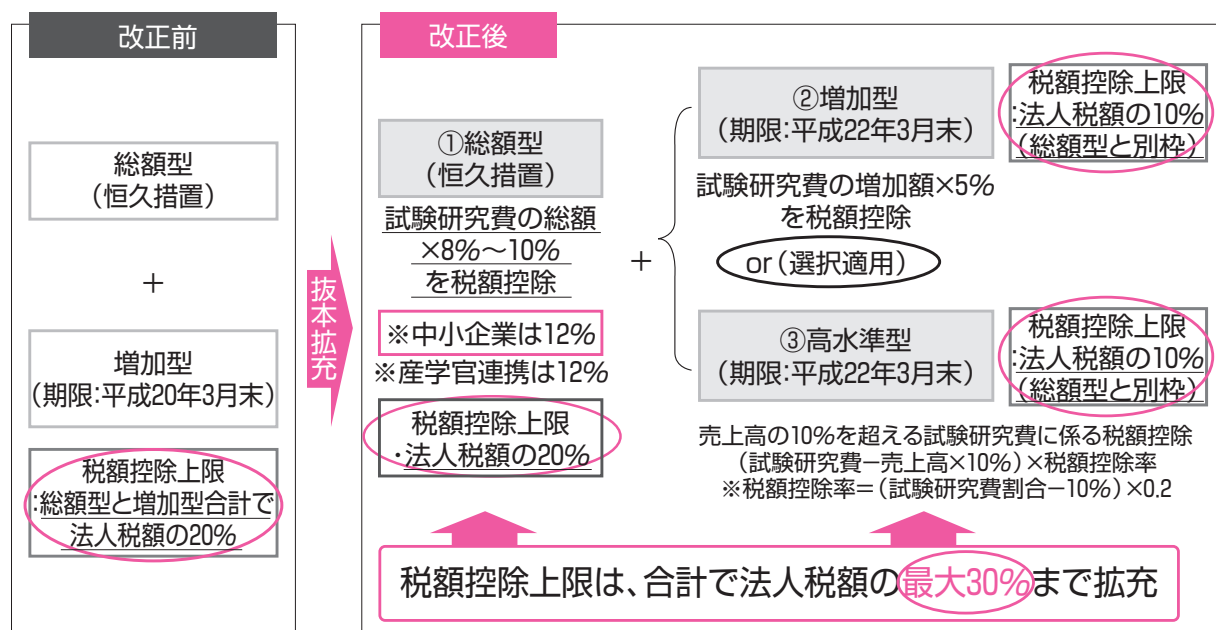
(措法 10、措法 42の4)

研究開発税制について、試験研究費の増加分に対する税額控除率の上乗せ措置を改組し、次の措置のいずれかを選択適用できる制度が創設されました。この制度における控除税額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の10%相当額が限度とされました。

(1)	平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額が税額控除できることとされました。
(2)	平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除率を乗じた金額が税額控除できることとされました。 (注) 税額控除率は、次のとおりです。 $\left\{ \text{試験研究費割合} \left(\frac{\text{試験研究費}}{\text{売上高}} \right) - 10\% \right\} \times 0.2$

● 研究開発促進税制・中小企業技術基盤強化税制の拡充(法人税・所得税・法人住民税)

○イノベーションの加速による成長力・競争力強化のため、頑張る企業（①研究開発費を増加させる企業や②研究開発比率の高い企業）に対する投資インセンティブが強化されます。

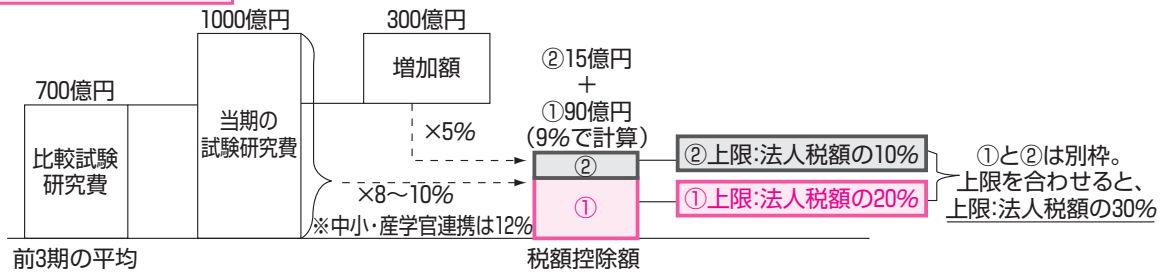


(経済産業省「平成20年度税制改正について」より)

● 研究開発促進税制等の税額控除制度の具体例

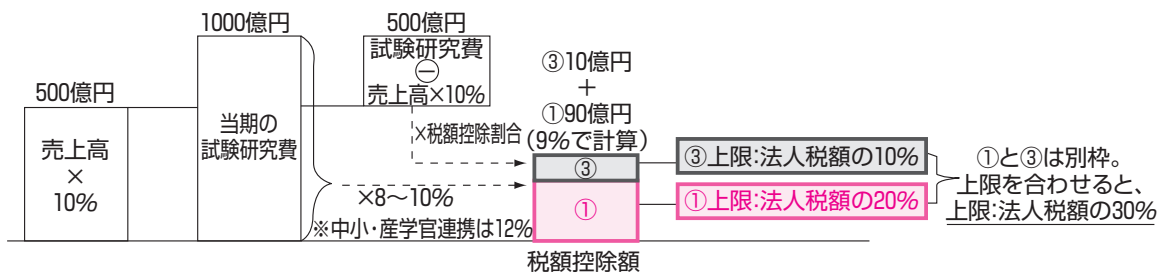
①総額型+②増加型

※比較試験研究費(前3期平均)700億円:当期試験研究費1,000億円の試算例



①総額型+③高水準型

※売上高5,000億円:試験研究費1,000億円(売上高試験研究費比率10%以上)の計算例



(経済産業省「平成20年度税制改正について」より)

[2] 地方税の改正

(地法附 8)

中小企業者等の試験研究費の増加分に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額から控除する額を、次のいずれかの額を選択適用できる措置が講じられました。

この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、当期の法人税額の10%相当額が限度とされました。

①	平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額が税額控除できることとされました。
②	平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除率を乗じた金額が税額控除できることとされました。

3 情報基盤強化税制の見直し

(措法 10の6、措令 5の8、措法 42の11、措令 27の11)

情報基盤強化税制について、次の見直しを行ったうえ、その適用期限が平成22年3月31日（改正前平成20年3月31日）まで2年延長されました。

(1)	① 対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものが追加されました。 ② SaaS・ASP事業者が適用対象となりました。 SaaS (Software as a Service)・ASP (Application Service Provider) …インターネット経由で情報処理を行うサービス
(2)	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等について、取得価額の合計額の最低限度が70万円（改正前300万円）に引き下げられました。
(3)	資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円が限度とされました。

〈情報基盤強化税制の概要〉

この情報基盤強化税制は、青色申告書を提出する事業者が、平成18年4月1日から平成22年3月31日（改正前平成20年3月31日）までの間に、産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものの取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の50%相当額の特別償却と10%相当額の特別税額控除との選択適用ができるというものです。

平成18.4.1～平成22.3.31

償却限度額 = 普通償却 + 基準取得価額(取得価額の70%)×50%

特別償却

(選択適用)

法人税等 = 通常納める法人税等 - 基準取得価額(取得価額の70%)×10%

特別税額控除

(注) ただし、この制度は、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。

【対象投資の内容】

- (1) OS（＊１）及びこれと同時に設置されるサーバー
- (2) データベース管理ソフトウェア（＊２）及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
- (3) ファイアーウォール（＊）（(1)又は(2)と同時に取得されるものに限る。）
- (4) 部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアを支援対象に追加

- ＊１ いずれも ISO 等に基づいて評価・認証されたものに限りします。
- ＊２ 年間投資額は、資本金 1 億円以下は 70 万円（改正前 300 万円）以上、資本金 1 億円超 10 億円以下は 3,000 万円以上、資本金 10 億円超は 1 億円以上（上限 200 億円）とされました。

4 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

（措法 28 の 2、措法 67 の 5）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度は、平成 15 年度の税制改正で創設されたもので、資本金 1 億円以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額損金算入（即時償却）が認められる制度です。その後、平成 18 年度改正において、特例の適用対象となる損金算入額の限度額が年間合計 300 万円までとされました。今年の税制改正では、制度の改正は行われず、その適用期限が平成 22 年 3 月 31 日（改正前平成 20 年 3 月 31 日）まで 2 年間延長されました。



この制度は、平成 22 年 3 月 31 日までの間に取得等をする少額減価償却資産について適用されます。

5

交際費等の損金不算入の特例の延長

(措法 61の4、68の66)

交際費は、法人税の所得計算上は一定限度額までしかその事業年度の損金に算入されませんが、中小企業にとっては、販売促進活動などに交際費は事業活動上不可欠であり、交際費が損金として認められることは非常に重要です。また、交際費の範囲については、政令や通達等で定められていますが、会議費等の隣接費用との区分が明確でないことから、隣接費用について交際費であると税務調査の際に認定されることも多く、今までにもその解釈や運用をめぐる様々な議論が行われてきました。

平成15年度の税制改正では、400万円の定額控除を認める対象法人の範囲が資本金1億円以下の中小法人に拡大されるとともに、定額控除額までの金額の損金不算入割合が20%から10%に引き下げられました。さらに、平成18年度改正では、一人当たり5,000円以下の一定の飲食費について損金算入が認められることになり現在に到っています。

今年の改正では、資本金1億円以下の中小企業に限って認められている交際費の一部損金算入の特例措置の適用期限が平成22年3月31日（改正前平成20年3月31日）まで2年間延長されました。

〈損金算入限度額〉

期末資本金の額	損金算入限度額の計算
1億円以下	① 年400万円 ② 支出交際費の額 ③ ①と②のいずれか少ない方の額 【算式】 ③－③×10%＝損金算入限度額
1億円超	全額損金不算入 0

6

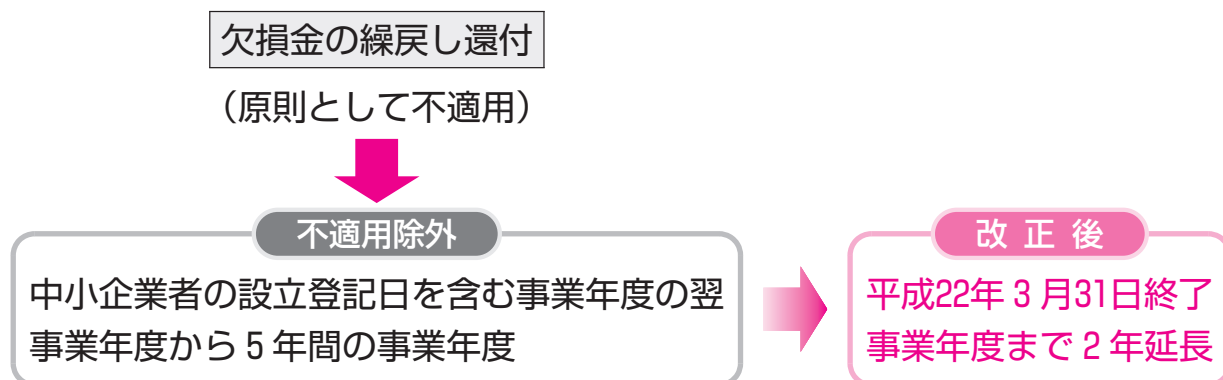
欠損の繰戻し還付の不適用の適用除外措置の延長

(措法 66の13)

欠損金の繰戻しによる還付措置は、平成4年度から適用が停止されており、原則として行えませんが、中小・ベンチャー企業の資金繰り難を緩和するため

の特例措置として、創業5年以内の中小企業者に限って欠損金の繰戻し還付措置が認められています。

今年の改正では、この特例措置の適用期限が平成22年3月31日（改正前平成20年3月31日）までに終了する事業年度まで2年間延長されました。



改正後の規定は、法人の公布日(平成20年4月30日)以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、法人の公布日前に終了した事業年度分の法人税については、従前のとおりとされています。つまり、改正前の規定は、平成20年3月31日までの間に終了した各事業年度について、原則として、欠損金の繰戻し還付制度を適用しないというものであり、平成20年4月1日以後公布日前に終了した事業年度については、欠損金の繰戻し還付制度の適用があります。(経過措置令5、11)

7

人材投資促進税制の拡充・延長

— 中小企業基盤強化税制の中に位置付け

— 教育訓練費を増加させることができない中小企業にも適用拡大等 —

中小企業の教育訓練費は、90年代に落ち込んだまま横ばいとなっています。中小企業の生産性の向上のためには、人材投資の底上げが必要となっています。しかし、現行制度は、継続的な教育訓練費の増加や、3年分の帳簿から教育訓練費を洗い出す手間が必要であり、中小企業にとっては使いにくい制度との声が上がっていました。

中小企業の生産性の向上・成長・底上げのためには人材投資の加速が不可欠であり、特に厳しい経営状況のため人材投資を継続的に増加させることが困難な中小企業について、教育訓練費の増減に関わらず、適用事業年度の教育訓練費の総額から税額控除する簡素な制度（「総額型」）に拡充しなければならない

と判断されました。

〔1〕 中小企業者等に係る教育訓練費に係る税額控除制度の増加額型から総額型への改正

(措法 10の4、措法 42の7)

教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における中小企業者等に係る措置について、教育訓練費率（労務費の額のうちを占める教育訓練費の額の率）が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に12%（教育訓練費率が0.25%未満の場合には、教育訓練費率から0.15%を控除した率に40を乗じた率に8%を加算した率＝税額控除率（下記（注）参照））を乗じた金額が税額控除できる制度に改組されたうえ、本制度が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の中に位置付けられました。

（注） 当期の教育訓練費 × 税額控除率 $8\% + \left\{ \left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労務費}} \right) - 0.15\% \right\} \times 40$

<設例>

年間労務費（450万円×30人） 1億3,500万円…(A)

年間の教育訓練費（一人当たり9,000円平均） 27万円…(B)

教育訓練費率 $= \frac{(B)}{(A)} = 0.20\%$ (0.25%未満)

税額控除率 $8\% + (0.20\% - 0.15\%) \times 40 = 10\%$

控除税額 $27\text{万円} \times 10\% = 27,000\text{円}$

改正の
ねらい

①最低賃金引上げの影響への対処として、本制度による人材育成の促進を通じた中小企業の生産性の向上が期待されます。

②人材投資促進税制には、企業の教育訓練費を増大させる効果があります。この制度改正によって、中小企業の教育訓練費を上昇軌道に乗せることができます。

〔2〕 大企業の教育訓練費の増加額に係る税額控除制度の廃止

(旧措法 10の7、旧措法 42の12)

教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における大企業分については、適用期限（平成20年3月31日）の到来をもって廃止されました。

● 人材投資促進税制の拡充（法人税、所得税、法人住民税）

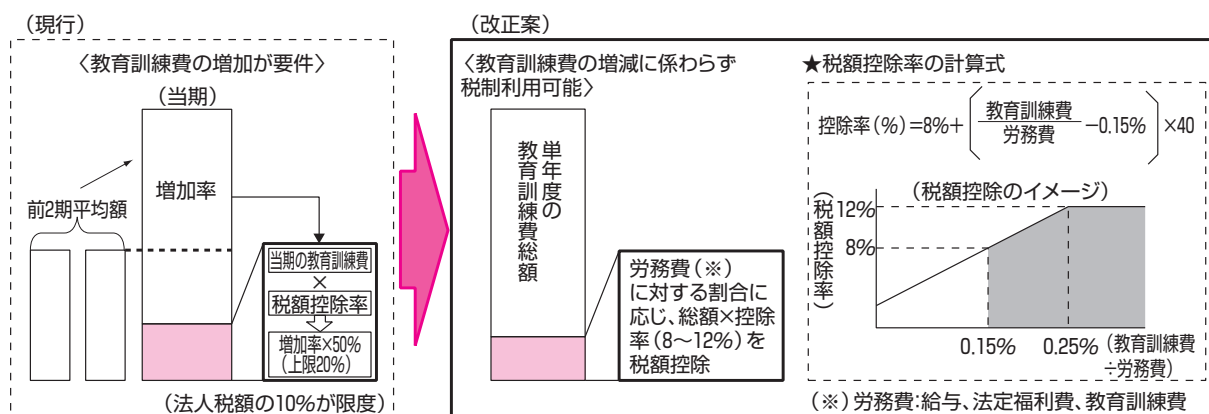
- 中小企業の生産性向上・成長・底上げのためには、人材投資の加速が不可欠。
- 厳しい経営状況のため、人材投資を継続的に増加させることが困難な中小企業について、教育訓練費の増減に関わらず、適用事業年度の教育訓練費の総額から税額控除する簡素な制度（「総額型」）に拡充させます。

改正の概要

中小企業については、適用事業年度（単年度）の労務費に占める教育訓練費の割合が一定水準（0.15%）以上の場合、当該教育訓練費の総額の8～12%に相当する額が税額控除されます。

（注1）本措置は中小企業等基盤強化税制の中に位置づけ。

（注2）大企業分については、適用期限（平成20年3月31日）の到来をもって廃止。



（参考）一人当たり労務費を450万円とすると、その0.15%相当額は6,750円。従業員数が10人の場合、総額67,500円以上支出すれば減税対象となります。（※従業員30～99人規模の企業の一人当たり労務費の平均額は4,509,424円（厚生労働省「就労条件総合調査」）

（経済産業省・中小企業庁「平成20年度税制改正の概要」より）

〔3〕 地方税の改正

（地法附 8）

中小企業者等の教育訓練費に係る法人住民税の特例措置について、労務費に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、課税標準となる法人税額から控除する額を、教育訓練費の総額に、〔1〕の控除率（8%～12%）を乗じた金額にできる制度に改組されました。

8 企業再生税制の特例措置を受ける私的整理要件の緩和

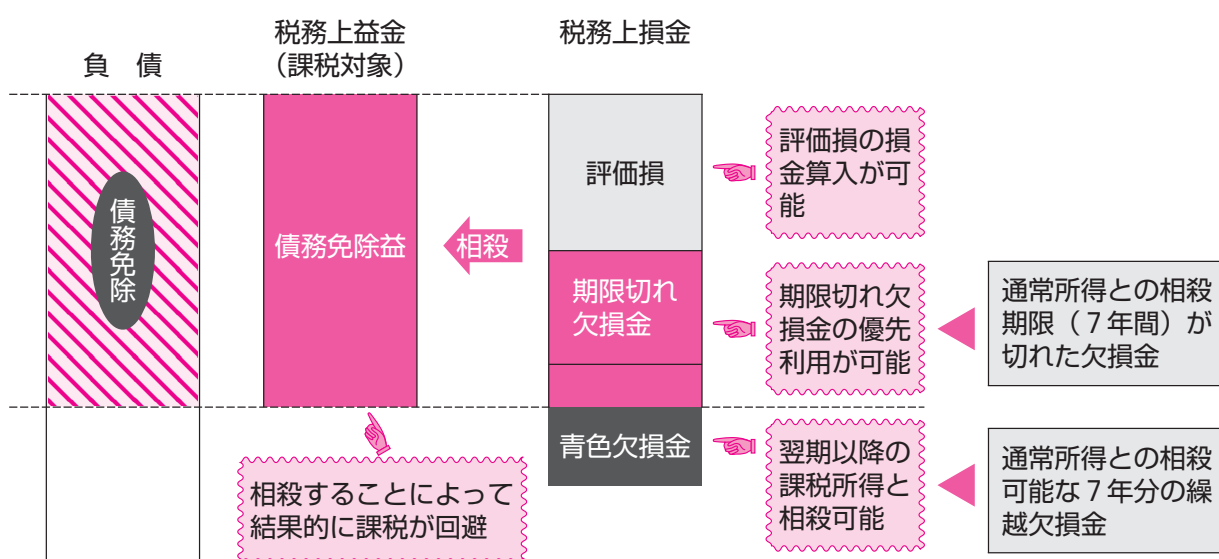
（法令 24の2①四）

— 信用保証協会の追加等 —

迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生法等の法的整理に加え、これに準ずる一定の要件を満たす私的整理において債務免除が行われた際にも、評

価損の損金算入と期限切れ欠損金の優先利用が認められます。（私的整理のうち、整理回収機構や中小企業再生支援協議会が関与する私的整理及び私的整理ガイドラインに基づく私的整理が適用対象となります。）

今年の税制改正では、この資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除の対象となる一定の債務処理に関する計画について、2以上の金融機関等の債務免除要件に係る「金融機関等」の範囲に信用保証協会が追加されました。この結果、「銀行1行＋信用保証協会」の場合でも下記（4）の要件を満たすことになります。



★「一定の私的整理の要件」とは

(1)	一般に公表された債務処理の準則に従って再生計画が策定されていること
(2)	適正な資産評定が行われ、その評定に基づく実態貸借対照表が作成されていること
(3)	(2)で作成した実態貸借対照表に基づき債務免除額が決定されていること
(4)	2以上の金融機関等による債権放棄が行われていること（政府関係金融機関又は整理回収機構は単独放棄でも可）

なお、(1)～(3)については第三者機関等の認証を得ているものに限ります。



事業再生の小規模化にも対応し、未だ十分に進んでいない地域の中小企業の再生がより一層促進されます。また、信用保証協会が求償権放棄をした場合においても、企業再生税制の特例措置が認められることとなります。

9 工事収益の計上方法等の見直し

(所法 66、法法 64)

現在、企業会計基準委員会は、会計基準の国際的コンバージェンスを達成する観点等から、工事契約に係る会計基準の策定に向けた検討等を行っているところです。この会計基準の策定により、関連産業の事業基盤に大きな影響等を与えることが無いよう適切な税制上の措置を講ずることが必要となりました。

会計基準は確定決算主義を採用する税制と密接に関係しているため、会計基準の策定に向けた検討等を踏まえ、工事収益の計上方法等について、以下に掲げる措置が講じられました。

- (1) 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件が2年以上から1年以上に、請負金額要件が50億円以上から10億円以上に、それぞれ見直されました。
- (2) 工事進行基準を適用できる長期大規模工事以外の工事の範囲に、損失が生ずると見込まれる工事が追加されました。
- (3) 工事進行基準の対象に、ソフトウェアの受注制作が追加されました。
- (4) 工事進行基準の適用により計上した未収金は、その発注者を債務者とする金銭債権として、貸倒引当金制度等が適用できることとされました。

※(2)により、いわゆる赤字工事にも、工事進行基準を適用できることとされました。

**改正の
ねらい**

今後の関連産業の健全な発展に資することができます。

**適用
期日**

この改正は、原則として、個人は平成21年1月1日以後に着手する工事について、法人は平成20年4月1日以後に開始する事業年度において着手する工事について適用されます。(平20改所法等附4、19)

長期大規模工事の要件

工事期間 → **1年以上**

請負金額 → **10億円以上**

工事進行基準の対象に追加

**ソフトウェアの
受注制作**



10 償却資産(固定資産税)の価格の算出方法の見直し

(固定資産評価基準)

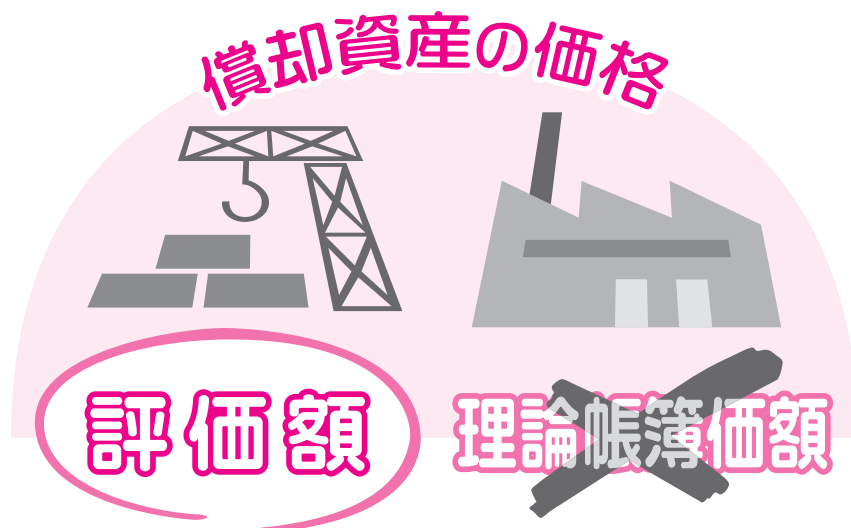
固定資産税において、償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の価格とする制度(地方税法第414条)が廃止されました。

	評価額 (固定資産評価基準による)	理論帳簿価額 (法人税法又は所得税法による)
前年中に取得した資産	取得価額 $\times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$	取得価額 $\times \left(1 - r \times \frac{13-m}{12}\right)$
前年前に取得した資産	前年度評価額 $\times (1 - r)$ (最低限度は、取得価額の5%)	前年度理論帳簿価額 $\times (1 - r)$ 〔残存価額5%に到達後は、簿価1円まで5年均等償却〕

(r: 定率法による減価率、m: 取得月)

平成19年度税制改正において、減価償却制度が見直された結果、理論帳簿価額の算出方法は新しい定率法によることになりましたが、評価額の算出方法は旧定率方法のままで改正されていませんでした。

これにより評価額が理論帳簿価額を上回る可能性が大きくなったため、両者を比較する意義が薄れることになり、理論帳簿価額が廃止され、評価額だけで償却資産の価格とすることとされました。ただし、平成20年度までに限り、従来の方式での評価もできるとされています。



公益法人税制関係の 改正のポイント

1 公益法人の税制の見直し — 民間が担う公益活動の推進

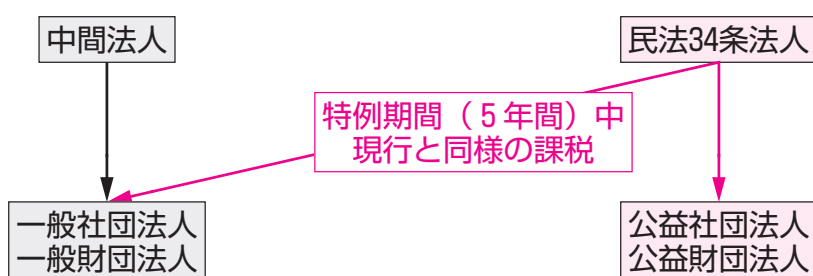
— 営利事業の課税強化、認定公益法人は非課税拡大等 —

〈公益法人制度改革への対応〉

平成20年12月から施行予定である新しい公益法人制度に対応し、税制面からも民間の公益活動を支えていくため、公益社団法人・公益財団法人について、公益目的事業から生じる収益を非課税とするとともに、特定公益増進法人と位置付け寄附金優遇の対象とする等の措置が講じられました。

また、準則主義で設立可能となる一般社団法人・一般財団法人については、様々な態様の法人に対応する税制を整備し、課税の適正・公平が図られます。

固定資産税等については、公益社団法人・公益財団法人に対して旧民法34条法人と同様の非課税措置が講じられるとともに、一般社団法人・一般財団法人に移行した法人が設置する既存の施設については平成25年度まで同様の措置が講じられた上、その間にできるだけ速やかに検討し、適切な措置が講じられました。



課税方式		課税方式		寄附金優遇
収益事業課税(注) ・ 非営利性が徹底された法人 ・ 共益の事業を行う法人	税率30% (800万円まで22%)	収益事業課税 + 公益目的事業の実施に配慮	税率30% (800万円まで22%)	すべて特定公益増進法人扱い
普通法人課税 (全所得課税)		(配慮事項) ・ 公益目的事業：非課税 ・ 公益目的事業財産への繰入れ分について損金算入する。		

(注) 医師会等が開設するオープン病院等が営む医療保健事業等については非課税を継続。

2

公益法人関係税制の整備等

(法法 2、10の3、13、14、37、64の4、66、法法別表 2)

公益法人制度改革による新たな法人制度の創設に伴い、次のとおり公益法人関係税制の整備等が行われました。

(1) 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税

① 公益社団法人及び公益財団法人	イ 各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税が課税されることとされました。なお、収益事業の範囲から公益目的事業に該当するものが除外されることとされました。	
	ロ 各事業年度の所得の金額に対して30%（所得の金額のうち年800万円以下の部分については、22%）の税率が適用されることとされました。	
	ハ 収益事業に属する資産のうちから自らの公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされることとされました。なお、寄附金の損金算入限度額は、次のいずれか多い金額とされることとされました。	
	(イ)	所得の金額の50%相当額
	(ロ)	公益目的事業ために充当し、又は充当することが確実であると認められるものに相当する金額（収益事業に属する資産のうちから公益目的事業のために支出した金額が限度とされます。）
	ニ その支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とされることとされました。	
② 収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人	イ 次の一般社団法人及び一般財団法人については、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税が課税されることとされました。	
	(イ)	剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人
	(ロ)	会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人
	ロ 各事業年度の所得の金額に対して30%（所得の金額のうち年800万円以下の部分については、22%）の税率が適用されることとされました。	
③ 全所得課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人のうち、上記①及び②のいずれにも該当しないものは、法人税法上、普通法人とされることとされました。	
④ 特例民法法人	従前どおり、所得税法上の公共法人等及び法人税法上の公益法人等とされることとされました。	

(2) 寄附税制

(措法 40、平20改所法等附 50)

寄附税制について、特定公益増進法人及び財産を贈与又は遺贈した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人が追加されるほか、特例民法法人に係る所要の経過措置等が講じられました。

また、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置等が講じられました。

①	非課税特例の対象となる法人（以下「対象法人」という。）に公益社団法人及び公益財団法人並びに特定の一般社団法人及び一般財団法人（上記①②イ(イ)に掲げるもの）が追加されました。
②	寄附を受けた財産（以下「寄附財産」という。）が公益事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、対象法人に対して、寄附時の譲渡所得等に係る所得税が課税されることとされました。
③	対象法人が、寄附財産を直接公益事業の用に供した後に譲渡し代替資産を取得した場合には、一定の要件の下で非課税特例が継続適用されることとされました。

(3) その他公益法人関係税制等についての所要の整備

次のとおり、公益法人関係税制等について所要の整備が行われました。

①	公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の変更登記について登録免許税を非課税とするほか、一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等について1件につき6万円等の登録免許税を課税する等の措置が講じられました。（登免法5、登免法別表1～3）
②	一般社団法人及び一般財団法人が消費税法別表第三（国・地方公共団体等に準ずるもの）に追加されました。
③	関連諸制度の整備
	法人税関係
	イ (イ) 収益事業の範囲について、労働者派遣業の追加、技芸の教授業に係る除外措置の見直しのほか、所要の整備が行われました。
	(ロ) 法人が収益事業課税から全所得課税へ移行した場合には、原則として、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が益金の額に算入されます。また、法人が全所得課税から収益事業課税へ移行した場合には、解散及び設立があったものとして取り扱うなど、法人につき課税所得の範囲の変更等があった場合の所要の調整が行われました。（法64の4、措法68の3の5、法14）
ハ	□ 所得税及び法人税における外国公益法人等の指定制度について、所要の経過措置を講じたうえで廃止されました。（旧法10、法別表1・2）
	ハ 一般社団法人及び一般財団法人等の持分の定めのない法人への贈与等を通じた贈与税等の租税回避について、所要の措置が講じられました。（相法65、66）
④	その他所要の整備が行われました。

3

公益法人制度改革に伴う地方税関連の措置

(地法 23、24、25、52、72の2、72の23、73の4、73の27の8、294、296、312、348)

公益法人制度改革に伴い、次のとおり措置が講じられました。

(1) 法人住民税・法人事業税

法人住民税・法人事業税について、以下の措置が講じられました。

① 法人住民税均等割

イ	公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率が適用されることとされました。(地法52、312)
□	博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とされました。(地法25、296)
ハ	イとロを併せて、以下の改正が行われました。
	(イ) 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とされました。(地法24、294)
	(ロ) 人格のない社団等、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除きます。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除きます。）について均等割を課す場合には、最低税率が適用されることとされました。(地法52、312)

② 法人住民税法人税割

法人税における取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられました。(地法23)

③ 法人事業税

イ	公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税されることとされました。(地法72の2)
□	法人事業税所得割について、法人税における取扱いを踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人について収益事業課税とする所要の措置が講じられました。(地法72の23)

(2) 固定資産税及び都市計画税

固定資産税及び都市計画税において、旧民法第34条法人が設置するものに対して非課税措置が講じられている施設について、以下の措置が講じられました。

①	公益社団法人又は公益財団法人が設置する施設について、旧民法第34条法人が設置するものと同様に非課税とされました。(地法348)
②	一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成25年度までの間に検討を行い適切な措置を講じるとされ、さしあたり平成25年度分まで非課税措置が継続されました。(地法附41)

(3) 不動産取得税（地法73の4、73の27の8）

不動産取得税において、旧民法第34条法人が使用するために取得した場合に非課税措置が講じられている施設について、公益社団法人又は公益財団法人が使用するために取得した場合が非課税とされました。

(4) 事業所税（地法附41）

事業所税について、以下の措置が講じられました。

①	公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に対する事業所税の課税の範囲については、法人税と同様とされました。
②	公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人にあっては、法人税において収益事業課税が適用されるものに限る。）が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設について非課税とされました。

(5) その他の措置

- ① 特例民法法人について、旧民法第34条法人と同様の措置が講じられました。
- ② その他所要の措置が講じられました。



これらの改正は、平成20年12月1日から適用されます。（平20改地法附1六）ただし、(1)①ハについては、平成20年4月1日から適用されます。



4 NPO 法人に対する税制上の特例措置の拡充等

小さな政府を実現するためには、民間における非営利活動を活性化させることが求められます。そこで、認定 NPO 法人の数を増加させるために、認定要件等について、次のとおり見直しが行われました。

〔1〕 認定 NPO 法人の認定要件等の見直し（措令39の23）

いわゆるパブリック・サポート・テスト（総収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が3分の1以上（特例5分の1以上）であること）について、次のとおり見直しが行われるうえ、5分の1以上とする特例の適用期限（改正前平成20年3月31日）が**平成23年3月31日**まで3年延長されました。

①	認定の有効期間の延長（2年⇒5年）に合わせて、実績判定期間を原則5年に延長するとともに、各事業年度の基準（10分の1以上）が廃止されました。
②	受入寄附金総額から控除する一者当たり基準限度超過額について、次のとおり見直しが行われました。 イ 特定公益増進法人又は認定 NPO 法人以外の者からの寄附金については、同一の者からの寄附金のうち受入寄附金総額の10%（改正前5%）相当額を超える部分の金額とされました。 ロ 社員からの寄附金については、その親族等からの寄附金を同一の者からの寄附金とみなす規定は適用されないこととされました。
③	一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人からの補助金又は委託の対価について、国、地方公共団体及びわが国が加盟している国際機関からの補助金又は委託の対価と同様の取扱いとされました。
④	小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）について、割合を5分の1（改正前3分の1）に引き下げたうえ、適用期限が3年延長されました。

また、認定の有効期間が5年（改正前2年）に延長され、社員の親族等及び特定の法人に係る要件が廃止されるとともに、社員のうちに親族等又は特定の法人の占める割合が閲覧事項に追加されるほか、所要の整備が行われました。

〔2〕 特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額（法令77の2）

特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準が所得の金額の5%（改正前2.5%）相当額とされました。



相続贈与税制関係の 改正のポイント

1

平成21年度税制改正において 中小企業の事業承継税制の創設

— 非上場株式等に対応する相続税の納税猶予制度の導入等。
法定相続分課税方式から遺産取得課税方式へ —

わが国経済の基盤となるべき中小企業の事業承継は、雇用の確保や地域経済活力の維持の観点から極めて重要であり、相続時の遺産分割や資金需要、税負担の問題等の様々な課題に対応するため、総合的な支援策が必要であり、その一環として税制面では、相続税の特例措置の大幅な拡充が急務となっています。

そういった点を総合的に勘案し、「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」の制定を踏まえ、平成21年度の税制改正において、事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設される見込みです。本制度は中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律施行日（平成20年10月1日）以後の相続等に遡って適用されます。

また、現行の法定相続分課税方式のもとでは、事業の後継者以外の相続人の税負担をも軽減するという問題があるほか、ある相続人の申告漏れが他の相続人にも影響を及ぼす等の問題も生じてきています。

新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることも検討されます。その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しが検討されます。



2

取引相場のない株式等に係る
相続税の納税猶予制度の創設

事業承継税制の抜本見直しについては、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律の制定を踏まえ、平成21年度税制改正において、以下を骨子とする事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されます。



本制度は、平成21年度税制改正で創設されますが、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律施行日（平成20年10月1日）以後の相続等に遡って適用されます。

〔1〕 自社株に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予制度

事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

〔注1〕 「事業承継相続人」とは、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律における経済産業大臣の認定（円滑化法第12条）を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいいます。

〔注2〕 会社を経営していた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く。）の中で筆頭株主であったことを要します。

〔2〕 その他の事業承継税制の改正事項

①	納税猶予の対象となる株式等のみを相続とした場合の相続税額から、その株式等の金額の20%に相当する金額の株式等のみを相続とした場合の相続税額を控除した額が猶予税額とされます。
②	その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合には、猶予税額が免除されます。
③	その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、その時点で、猶予税額の全額を納付します。

④	上記③の期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付します。
⑤	上記③又は④により、猶予税額的全額又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付します。
⑥	この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければなりません。
⑦	個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置が講じられます。
⑧	中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律の施行日以後に開始した相続等から適用を可能とする措置その他所要の措置が講じられます。
⑨	現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、所要の経過措置が講じられたうえで廃止されます。

● 中小企業事業承継税制の抜本拡充（相続税、贈与税）

中小企業事業承継税制の抜本拡充

- 事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を根本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業全般に拡大されます。なお、本制度は、平成21年度改正で創設し、経営承継円滑化法の施行の日（平成20年10月1日）以降の相続に遡って適用されます。
- 事業承継税制の抜本拡充は、単に事業承継の円滑化を実現するのみならず、事業継続要件の設定により、真の意味で地域の雇用確保、更には経済活力の維持に向けた特効薬となります。

改正の概要

自社株に係る10%減額措置（従来制度）

—— 主な要件 ——

〈対象会社要件〉
発行済株式総額20億円未満の会社

〈軽減対象の上限〉
相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を80%に
大幅拡充

自社株に係る80%納税猶予（改正後）

—— 主な要件 ——

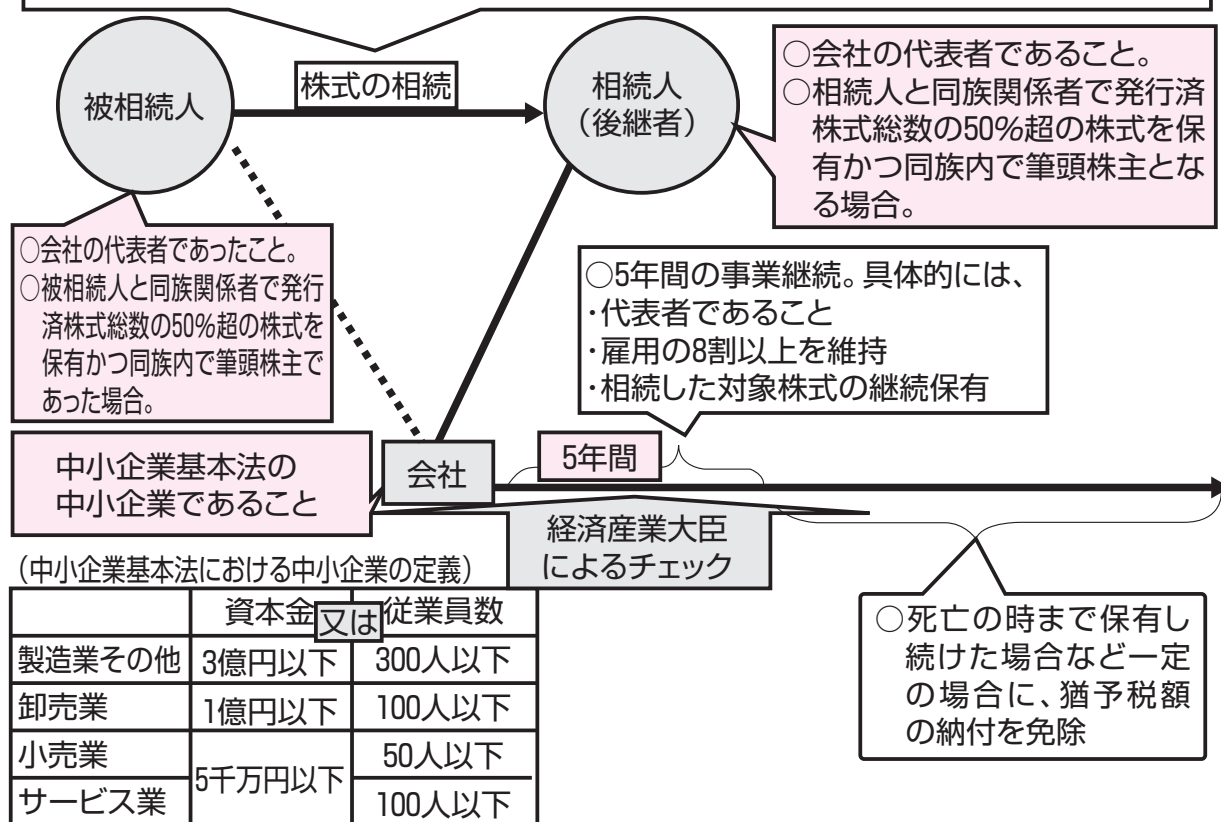
○対象会社は中小企業基本法上の中小企業
※株式総額要件は撤廃

○軽減対象となる株式の限度額は撤廃
※但し、発行済株式総数の2/3以下の限度有り。

（経済産業省・中小企業庁「平成20年度税制改正の概要」より）

参考 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の概要

○後継者が相続又は遺贈により取得した自社株式の80%に対応する相続税の納税を猶予。



(経済産業省・中小企業庁「平成20年度税制改正の概要」より)



1. 中小企業においては、その大株主が代表者として経営に従事し、個人資産を会社の事業の用や担保に供していることが多くあります。このような中、経営者に係る相続の発生は、単に家庭内の私的問題に留まらず、会社の事業の継続・発展に大きな影響を与えることができます。
2. 経営者の相続財産の多くは株式等の事業用資産。換金性の乏しい非上場株式等に係る相続税負担は、結果として、会社の経営の不安定化を招きかねません。
3. 今回の事業承継税制の抜本拡充により、中小企業の事業の継続・発展に際しての障害を除去することが可能となり、地域の雇用確保、経済活力の維持が実現できます。

(経済産業省「平成20年度税制改正について」より)

3

取引相場のない株式の評価に係る 純資産価額方式における営業権の評価の見直し

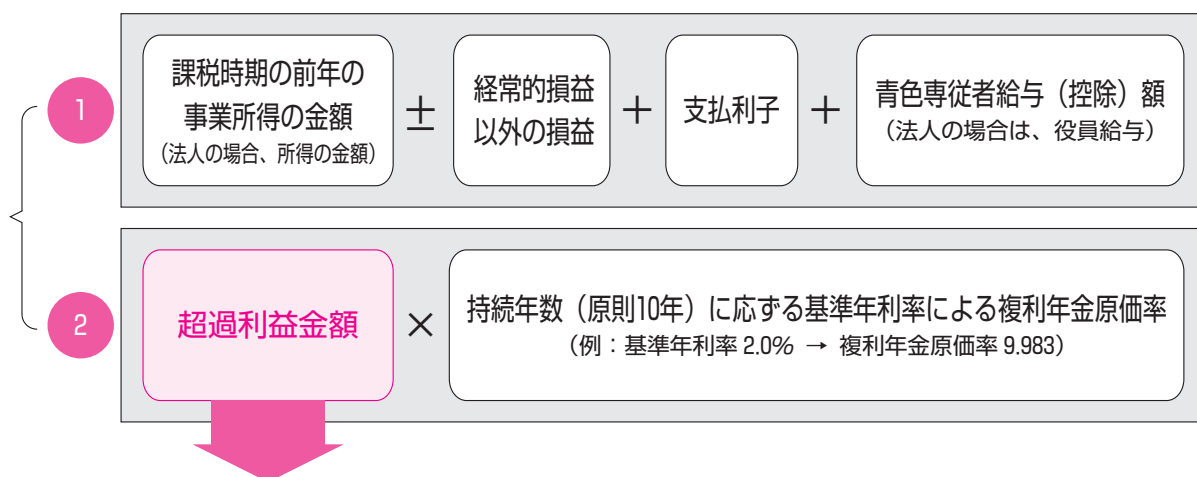
(財産評価基本通達)

取引相場のない株式の評価に係る純資産価額方式における営業権の評価について、企業者報酬の額及び総資産価額に乘じる利率の見直しが行われました。

● 改正後非上場株式における営業権の評価の概要

営業権の評価（改正後）

次の①と②のいずれか低い方の金額



平均利益金額 × 0.5 - 企業者報酬 - 総資産価額（評価通達で評価後の価額） × 5 %

(注1) 平均利益金額 前年以前3年間の①の年平均額と、
前年の①の金額のいずれか低い方の金額
(この金額が5,000万円以下の場合には、② = 0)

(注2) 企業者報酬	<<平均利益金額>>	<<企業者報酬の額>>
	10,000万円以下	平均利益金額 × 0.3 + 1,000万円
	10,000万円超30,000万円以下	平均利益金額 × 0.2 + 2,000万円
	30,000万円超50,000万円以下	平均利益金額 × 0.1 + 5,000万円
	50,000万円超	平均利益金額 × 0.05 + 7,500万円

- * 1 100分の30の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算した金額による
ことができるとする取扱いは、廃止されました
- * 2 営業権の価額の計算上、平均利益金額に0.5を乗じることから、平均利益金額
が5,000万円以下の場合、営業権の価額は算出されません。



* 1 総資産価額に乘じる利率

国債の利回りを基とした基準年利率から、総資産価額に対する利益金額の割合である総資産利益率に見直し、5%とすることとされました。

(注) 5%は、平成18年度法人企業統計（業種別、規模別資産・負債・資本及び損益表（全産業））を用いて、分子を「経常利益＋支払利子」、分母を「総資産」として計算した総資産利益率を基としました。

* 2 平均利益金額等

イ 手形割引料及び準備金・引当金に繰り入れた金額は、平均利益金額の算定において、なかったもの（加算すること）としていましたが、総資産価額に乘じる利率について分子を「経常利益＋支払利子」、分母を「総資産」とする総資産利益率に見直すこととの整合性を図ること等から、加算しないこととされました。

ロ 平均利益金額の算定において企業物価指数による調整をしていましたが、簡便性等を考慮し、この取扱いは、廃止することとされました。

ハ 役員等（企業主宰者等）の所有する資産であっても、企業の事業の用に供している資産は、企業の資産とみなして総資産価額に加算するとともに、その支払賃借料は、平均利益金額の算定において、なかったもの（加算すること）としていましたが、簡便性等を考慮し、これらの取扱いは、廃止することとされました。

* 3 超過利益金額が少額な営業権等

イ 前年の所得の金額（著名な営業権はその3倍）を評価額の限度とし、また、超過利益金額が5万円未満の企業の営業権及び平均利益金額が200万円未満の企業の営業権は評価しないこととしていましたが、これらの取扱いは、廃止することとされました。

ロ 開業後10年に満たない企業の営業権は評価しないこととしていましたが、財産評価基本通達に定める営業権の価額は、権利者が自ら使用している場合の特許権、商標権等の価額を含めて評価することとされており、開業直後であっても特許権等を有している企業もあること等から、この取扱いは、廃止することとされました。

〈その他の主な財産評価通達関係の改正〉

1 観覧用の鉱泉地の評価の改正

観覧用の鉱泉地については、収益還元法により評価することとしていましたが、一般の鉱泉地等との取扱いの整合性等を考慮し、一般の鉱泉地と同様の評価方法とすることとされました。

2 果樹等、森林の立木以外の立木、立竹及び牛馬等の評価の改正

これらの財産については、国税局長の定める標準価額を基として評価する方式（以下、この評価方式を「標準価額比準方式」といいます。）により評価することとしていましたが、個々の財産の多様性、個別性をより反映させるため、標準価額比準方式を廃止し、個別に評価することとされました。

具体的には、果樹等については、原則として、植樹の時から成熟の時までに投下した苗木代、肥料代等の現価の合計額から成熟の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額を控除した額の100分の70に相当する金額により評価することとし、果樹等以外の財産については、売買実例価額、精通者意見価格等（以下「売買実例価額等」といいます。）を勘案して評価することとされました。

3 一般動産及び船舶の評価の改正

一般動産及び船舶については、原則として調達価額に相当する金額により評価することとしていましたが、原則として売買実例価額等を勘案して評価することとされました。

（注） 一般動産のうち、一農家、一旅館等ごとに一括して評価する場合における農耕用動産、旅館用動産等の価額については、標準価額比準方式により評価することとしていましたが、この取扱いを廃止することとされました。

4 取引相場のない株式等の評価の改正

取引相場のない株式を類似業種比準方式で評価する場合において、利益金額がゼロの場合は同方式の算式の分母を「3」としていましたが、利益金額がゼロの場合でも、算式の分母を「5」とすることとされました。

（注） 医療法人の出資を類似業種比準方式で評価する場合において、利益金額がゼロの場合は同方式の算式の分母を「2」としていましたが、利益金額がゼロの場合でも、算式の分母を「4」とすることとされました。

一般法人の場合

改正前

$$A \times \left(\frac{\overset{\text{配当}}{\textcircled{B}} + \overset{\text{利益}}{0} + \overset{\text{簿価純資産}}{\textcircled{D}}}{3} \right) \times \overset{\text{斟酌率}}{(0.5 \sim 0.7)}$$

改正後

$$A \times \left(\frac{\textcircled{B} + 0 + \textcircled{D}}{5} \right) \times (0.5 \sim 0.7)$$

医療法人の場合

改正前

$$A \times \left(\frac{\overset{\text{利益}}{0} + \overset{\text{簿価純資産}}{\textcircled{D}}}{2} \right) \times \overset{\text{斟酌率}}{(0.5 \sim 0.7)}$$

改正後

$$A \times \left(\frac{0 + \textcircled{D}}{4} \right) \times (0.5 \sim 0.7)$$

(注) A：上場企業の業種別の平均株価、B・D：上場企業の業種別の1株当たりの金額、③・④：評価会社の1株当たりの金額

5 その他の改正

財産評価基本通達で引用している法令等の一部について改正が行われていることなどから、これに伴う所要の整理がされています。

4 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の延長

(措法70の3、70の3の2)

世代間の資産の有効活用による住宅投資の活性化、住宅取得者の自己資金の充実による居住水準の向上を図るため、**平成19年12月31日**となっていた「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例」の適用期限が**平成21年12月31日**まで**2年間延長**されました。この特例は、住宅取得等資金について、相続時精算課税制度の非課税枠2,500万円に1,000万円を上乗せするとともに、65歳未満の者からの贈与も対象とする特例措置です。

IV

住宅土地税制関係の 改正のポイント

1 住宅の省エネ改修促進税制の創設

(措法 41の3の2)

— 天井、壁、床、窓などの断熱工事費用に係るローン残高の2%を5年間控除 —

平成18年度改正による地震改修に係る所得税額の特別控除制度の創設、平成19年度改正による住宅のバリアフリー改修促進税制の創設に続き、地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、既存住宅において省エネ改修を行った場合の特例措置が創設されました。

〔1〕住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設（所得税）

居住者が、その者の居住の用に供する家屋について「**一定の省エネ改修工事**」を含む増改築等（「省エネ改修工事等」といいます。）を行った場合において、当該家屋を**平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に**その者の居住の用に供したときは、「**一定の要件**」の下で、その省エネ改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の「**一定割合**」を所得税の額から控除できる制度が創設されました。

この特例は、下記〔2〕の「**住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除**」との選択適用とし、控除期間は5年とされます。

また、二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算の調整措置その他所要の措置が講じられました。

平成20年4月1日～平成20年12月31日居住分

1 2 3 4 5 年目《対象工事〔1〕+〔2〕の合計で1,000万円を限度》

1	2	3	4	5	※最高60万円		ローン残高	控除年	控除率
						〔1〕省エネ改修工事を含む増改築工事費用	～1000万円	1～5年目	1.0%
8	8	8	8	8		〔2〕うち特定の省エネ改修工事費用	～200万円	1～5年目	2.0%
4	4	4	4	4					

(単位：万円)

IV

【一定の省エネ改修工事】

本制度における「一定の省エネ改修工事」とは、次のものをいいます。

工事の範囲の要件（次の①～④のいずれか）		
(1)	①居室の全ての窓の改修工事	
	①の工事と併せて行う	②床の断熱工事 ③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事
性能等の要件（次のすべて）		
(2)	①改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること	
	②改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること	
(3)	その工事費用の合計額が30万円を超えるものであること	

【一定の要件】

「一定の要件」とは、次のものをいいます。

要 件	内 容
償還期間	住宅借入金等について、償還期間5年以上の一定の住宅借入金等を適用対象とします。
証明書	本制度の適用については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要するものとします。
他の要件	その他現行の「住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」と同様の要件（次ページの【2】参照）とします。 （上記2つの要件のみが異なります。）

【一定割合（控除割合）】

省エネ改修工事等に係る住宅借入金等の年末残高のうち、次の区分に応じてそれぞれに掲げる割合を乗じて計算した金額が所得税の額から控除されます。

「特定の省エネ改修工事」(注)に係る工事費用（200万円を限度）に相当する部分の金額	2%
上記に掲げる住宅借入金等の年末残高以外の金額	1%

(注) 「特定の省エネ改修工事」とは、「一定の省エネ改修工事」のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のものをいいます。

【住宅ローン減税・省エネ改修促進税制・バリアフリー改修促進税制の比較】

	住宅ローン減税		省エネ改修促進税制	バリアフリー改修促進税制
適用期間	～平成20年12月31日まで		平成20年4月1日～平成20年12月31日まで	平成19年4月1日～平成20年12月31日まで
税制控除率	1～6年目:1.0%	1～10年目:0.6%	2.0% 〔特定の省エネ改修工事(※)以外の部分は1.0%〕	2.0% 〔バリアフリー改修工事以外の部分は1.0%〕
	7～10年目:0.5%	10～15年目:0.4%		
	10年間	15年間		
控除期間	10年間		5年間	5年間
ローンの限度額	2,000万円 (平成20年に居住した場合)		200万円 〔特定の省エネ改修工事相当分。当該工事以外の部分と合計で1,000万円〕	200万円 〔バリアフリー改修工事相当分。当該工事以外の部分と合計で1,000万円〕
ローンの償還期間	10年以上		5年以上	5年以上
工事費	100万円超		30万円超	30万円超

(国土交通省「平成20年度国土交通省税制改正要望 主要項目 結果概要」を加工)

【2】住宅ローン減税の対象となる増改築等の範囲の拡大

住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、現行制度において適用対象となっている大規模の修繕又は模様替等に加え、大規模の修繕又は模様替等に至らない「一定の省エネ改修工事」が適用対象に加えられました。

【一定の省エネ改修工事】

本制度における「一定の省エネ改修工事」とは、40ページの【一定の省エネ改修工事】の(1)と(2)と同じものをいいます。

(注) 本制度は、大規模の修繕又は模様替等に至らないものを適用対象とするため、上記【1】の場合と異なり、30万円の金額要件がありません。

【適用要件】

本制度の適用については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書が必

要です（上記〔1〕と共通）。



この制度は、増改築等をした居住用家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用されます。（平20改所法等附51）

〔3〕省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の導入

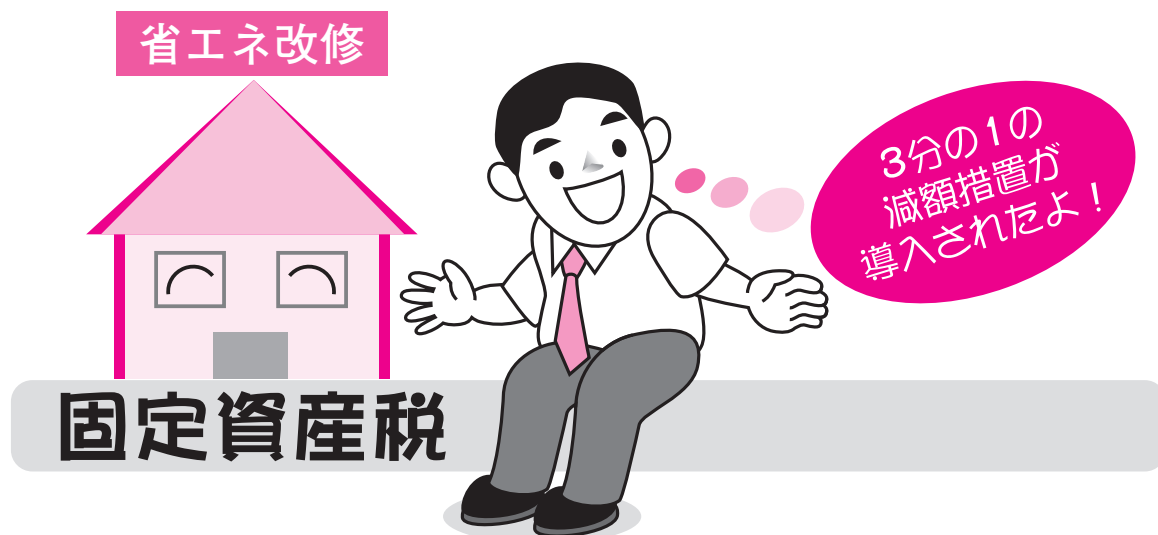
平成20年1月1日に存していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、「一定の省エネ改修工事」を行ったもの（賃貸住宅を除きます。）について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り（適用は1年度分のみです。）、当該住宅に係る固定資産税の税額（一戸当たり120㎡相当分までに限ります。）の**3分の1**を減額できることとされました。（地法附15の9⑨～⑫）

【一定の省エネ改修工事】

本制度における「一定の省エネ改修工事」とは、40ページの【一定の省エネ改修工事】の(1)、(2)の①、(3)と同じものをいいます。

【適用手続】

本制度の適用を受けようとする納税義務者は、改修後のそれぞれの部位が省エネ基準に適合することとなったことにつき、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行した証明書を添付して、改修後3か月以内に市町村に申告する必要があります。



2

長期優良住宅（「200年住宅」）促進税制の創設

— 登録免許税・固定資産税・不動産取得税の税率軽減等 —

持続可能な社会の実現を目指し、良質な住宅を大切に長く使うことによる地球環境への負荷の低減を図るとともに、建替えコストの削減による国民の住宅負担の軽減を図るため、一定の基準に適合する認定を受けた特定認定長期優良住宅（いわゆる「200年住宅」）について、以下の特例措置が講じられました。

【登録免許税の軽減措置】

（措法 73の2）

区 分	本 則	一般住宅特例	軽 減 税 率（改正後）
	平18.4.1以後	住宅用家屋 平18.4.1～ 21.3.31	一定の長期優良住宅（200年住宅） 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日から平成 22年3月31日までの間
売買による所有権 の移転登記	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{3}{1,000}$	$\frac{1}{1,000}$
所有権の保存登記	$\frac{4}{1,000}$	$\frac{1.5}{1,000}$	$\frac{1}{1,000}$
抵当権の設定登記	$\frac{4}{1,000}$	$\frac{1}{1,000}$	
所有権の信託登記	$\frac{4}{1,000}$		



住宅用家屋の軽減措置（一般住宅特例）は、平成21年3月31日まで適用されます。

【200年住宅に係る固定資産税の軽減措置】

（地法附 15の7）

200年住宅を取得等した場合の固定資産税の軽減措置の適用期間は、「新築住宅に係る固定資産税の軽減措置の特例」よりも長期間となりました。

区 分	一般住宅特例	一定の長期優良住宅（200年住宅）（改正後）
	平18.4.1～ 平22.3.31	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日から平成22年3月31日までの間
中高層耐火建築物	5年間	7年間（2分の1減額）
上記以外の一般住宅	3年間	5年間（2分の1減額）

IV

注意点

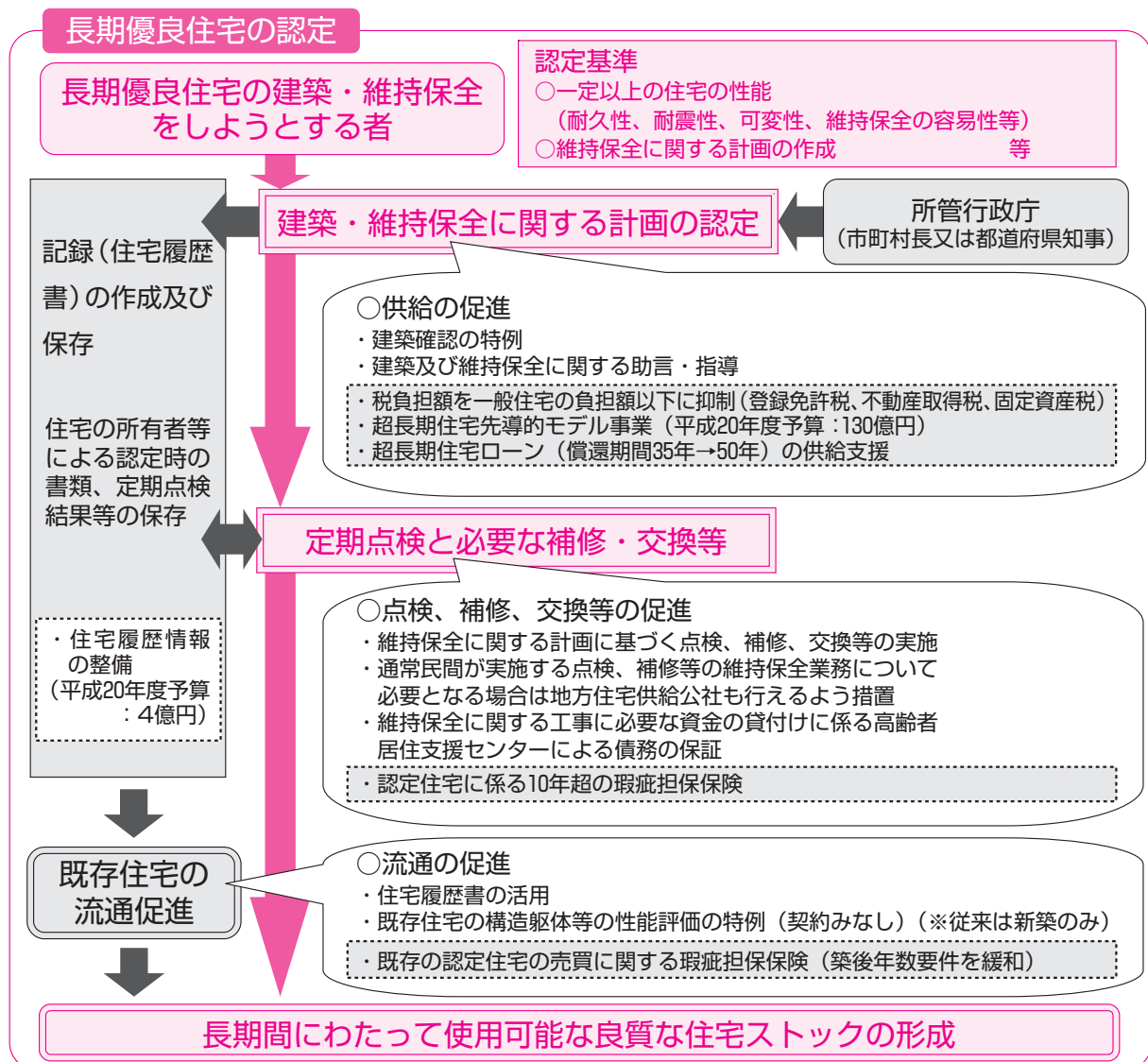
いずれの場合も住宅に係る税額（1戸当たり120㎡相当分までに限ります。）の2分の1が減額されます。

【200年住宅を取得等した場合の不動産取得税の軽減】

（地法附 11③）

200年住宅を取得等した場合には、課税標準額から**1,300万円**が控除されます。適用期間は「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（公布の日から6か月以内）から平成22年3月31日までの間に取得された新築の認定長期優良住宅についてです。

【参考】



3

土地の所有権の移転登記等の登録免許税の延長

(措法 72)

— 平成23年 3 月31日まで 3 年延長 —

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、平成21年 4 月 1 日以後に受ける所有権の移転登記等に係る軽減税率が次のとおり引き上げられたうえ、その適用期限が平成23年 3 月31日（改正前平成20年 3 月31日）まで 3 年延長されました。

【土地に関する登録免許税】

区 分	本則	軽 減 措 置			
		改正前	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		18.4.1～ 20.3.31	20.4.1.～ 21.3.31	21.4.1.～ 22.3.31	22.4.1～ 23.3.31
平成 20 年 度 改 正	土地の売買による所有権の移転登記	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{15}{1,000}$
	土地の所有権の信託の登記	$\frac{4}{1,000}$	$\frac{2}{1,000}$	$\frac{2.5}{1,000}$	$\frac{3}{1,000}$

【特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置】（措法83の 3）

特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率（改正前1,000分の 8）の見直しが行われた上、その適用期限が平成22年 3 月31日（改正前平成20年 3 月31日）まで 2 年間延長されました。

平成 20 年 度 改 正		改正前	平成20年度	平成21年度
		H18.4.1～H20.3.31	H20.4.1～H21.3.31	H21.4.1～H22.3.31
	所有権移転登記	0.8%	0.8%	0.9%
参考	債権又は抵当権移転登記	0.15%	0.15%	0.15%

IV

4 新築家屋等をめぐる固定資産税の特例の見直し

(地法附 15の6)

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限が平成22年3月31日（改正前平成20年3月31日）まで2年延長されました。

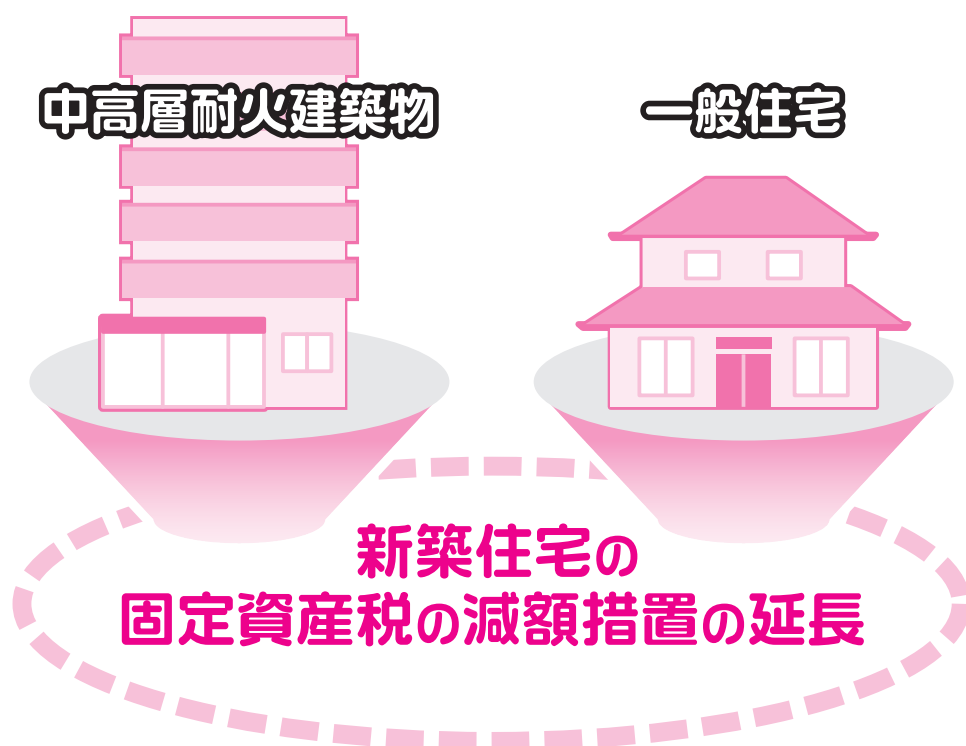
参考

中高層耐火建築物

5年間居住用部分の床面積（1戸当たり120平方メートル以下）に対応する税額の2分の1を減額

上記以外の一般住宅

3年間居住用部分の床面積（1戸当たり120平方メートル以下）に対応する税額の2分の1を減額



5

新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置

(地法附 10の2)

新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が平成22年3月31日（改正前平成20年3月31日）まで2年延長されました。

【不動産取得税の税率・課税標準】

区 分			本 則	平成18・19年度	平成20年度	平成21年度
				18.4.1～ 20.3.31	20.4.1.～ 21.3.31	21.4.1.～ 22.3.31
税率	家 屋	住宅用	4 %	3 %		4 %
		非住宅用		3.5%	4 %	
	土 地			3 %		
課税標準	下記以外		固定資産 税評価額	固定資産税評価額		
	宅地等			固定資産税評価額× $\frac{1}{2}$		

(注) 200年住宅に係る不動産取得税についての特例は、44ページを参照。

【不動産取得税の税額計算（原則）】

【住宅用地等を取得した場合の税額の軽減措置】

固定資産税評価額	×	税率	=	不動産取得税	……A
----------	---	----	---	--------	-----

【土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限】

土地取得から住宅新築までの期間の特例が次のように延長されました。

土地を取得した日から住宅を 新築又は取得するまでの年数			
原則	2年以内	→	改正前 平成20.3.31まで の土地の取得
特例	3年以内		
やむを得ない事情(*)がある場合	4年以内		
		→	改正後 平成22.3.31まで の土地の取得

* 独立部分が100以上ある共同住宅で都道府県知事が認めた場合

IV

住宅用地等を取得した場合の税額の軽減措置

特定の住宅用地を取得した場合に限り、次のような不動産取得税の減額措置が設けられています。

住宅用地の区分

特定の住宅用地

減額措置適用後の税額

イ. 150万円
 47ページのAの税額 - $1\text{m}^2\text{当たり}\times\frac{1}{2}\text{の評価額}\times\text{住宅の床面積}\times 2$ (限度200m²)
 イ又はロのどちらが多い方 $\times 3\%$

◇特例適用住宅の要件

A 新築住宅の場合

家屋の床面積が50m²（戸建以外の貸家は40m²）以上240m²以下であること

B 中古住宅の場合

①自己の居住用で、新築住宅で未居住のもの以外のものであること

②家屋の床面積が50m²以上240m²以下であること

③次のイ～ハのうち、一つに該当するものであること

(イ) 取得日前20年（耐火構造のものは25年）以内に新築されたものであること

(ロ) 取得日前20年（耐火構造のものは25年）超に新築されたものであっても新耐震基準に適合している住宅であること

(ハ) 昭和57年1月1日以降に新築された住宅であること

家屋を取得した場合の不動産取得税

(課税標準)

原則

家屋の固定資産税評価額 $\times 3\% =$ 不動産取得税

特例適用住宅の場合

新築住宅の場合

家屋の固定資産税評価額 - 1,200万円 $\times 3\% =$ 不動産取得税

200年住宅の場合

家屋の固定資産税評価額 - 1,300万円 $\times 3\% =$ 不動産取得税

中古住宅の場合

家屋の固定資産税評価額 - 新築時期に応じた控除額 $\times 3\% =$ 不動産取得税

新築時期	控除額
昭和51・4・1～昭和56・6・30	350万円
昭和56・7・1～昭和60・6・30	420万円
昭和60・7・1～平成元・3・31	450万円
平成元・4・1～平成9・3・31	1,000万円
平成9・4・1～	1,200万円



金融証券税制関係の 改正のポイント

1 金融所得課税の一体化への措置（平成21年から）

- 株式譲渡損失と配当所得との損益通算可能
- ・ 株式譲渡益の10%軽減税率は500万円以下に限り2年延長
- ・ 配当所得の10%軽減税率は100万円に限り2年延長 —

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る税率については、金融所得課税の一体化に向け、平成20年末をもって軽減税率10%が廃止され、平成21年から20%とされました。その際、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21及び22年の2年間は、譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分及び配当所得の金額のうち100万円以下の部分については引続き10%の軽減税率が適用できます。

金融所得課税の一体化に向けた最初の措置として、平成21年より、上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の仕組みが導入されることとされました。また、投資家の利便性に配慮する観点から、源泉徴収選択口座内において損益通算を行う方法が創設され、証券会社における特定口座システム開発等の準備が整った段階から適用可能とされます。

〔1〕 損益通算の特例の創設

(1) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

（措法 37の12の2、地法附 35の2の6）

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除きます。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から控除できることとされました。これにより、個人投資家の投資選択が中立化され、株式投資のリスクが軽減されます。なお、損益通算限度額は、設けられていません。





この改正は、平成21年分以後の所得税及び平成22年度分以後の住民税について適用されます。(平20改所法等附47、平20改地法附 3 ⑱、8 ⑮)

(2) 源泉徴収選択口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設（源泉徴収選択口座内における損益通算）

(措法 37の11の6、地法附 35の2の5)

源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率（特別徴収税率）を乗じて徴収すべき所得税（住民税）の額を計算することとされました。

この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用できなくなりました。

(注) 特定口座のうち、「源泉徴収あり」を選択した口座のことを**源泉徴収選択口座**といいます。



この改正は、平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座内配当等について適用されます。(平20改所法等附46、平20改地法附 3 ⑮、8 ⑬)

● 損益通算

	平成20年	平成21年	平成22年
上場株式等の譲渡所得と配当所得の損益通算	適用なし	申告による方法で適用あり	
			特定口座で活用する方法で適用あり(平成22年1月1日～)

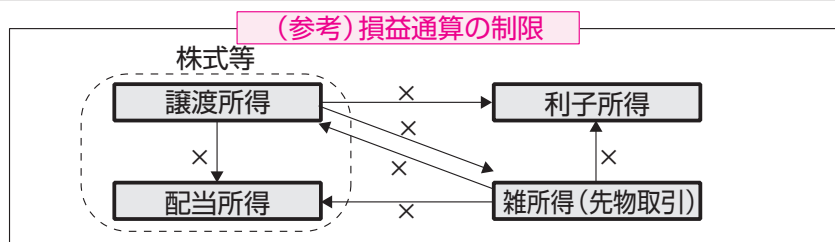
● 金融商品間の損益通算の範囲拡大

【従来制度の問題点】

金融商品間の損益通算においては、株式譲渡所得と配当所得は同じ株式投資から生じる所得であるにもかかわらず、損益通算に制限（譲渡損と配当所得の通算不可）があるなど、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。

【要望事項】

- 上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得及び配当所得ととの間の損益通算を認めること
- 損益通算に当たっては、特定口座を最大限活用すること
- 預金・債券等の利子所得及び先物取引に係る雑所得についても、損益通算の範囲を拡大する



（金融庁「平成20年度税制改正要望項目」より）

〔2〕 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の10%軽減税率の廃止

（旧措法 37の11、旧地法附 35の2の3、35の3の2）

上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）が廃止され、平成21年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）とされました。

(2) 特例措置

（平20改所法等附 43②、平20改地法附 3、8）

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、**10%**（所得税7%、住民税3%）の軽減税率とされました。

● 上場株式等の譲渡所得の税率

	平成20年	平成21・22年	平成23年以降
上場株式等の譲渡所得	軽減税率の	本則税率の20%	
年間500万円以下の部分	10%	市場特例措置の10%	

(3) 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例

(平20改所法等附 45、平20改地法附 3、8)

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率(特別徴収税率)は**10%**(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とされました。

この場合において、源泉徴収選択口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収選択口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える者については、その超える年分について、源泉徴収選択口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用されません。

[3] 上場株式等の配当所得に対する課税の廃止等

(1) 上場株式等に係る配当等の10%軽減税率の廃止 (旧措法 9の3、旧地法附 5の3)

居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率(特別徴収税率)については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)が廃止され、平成21年1月1日以後は**20%**(所得税15%、住民税5%)とされました。

(2) 源泉徴収税率の特例措置

(平20改所法等附 33、平20改地法附 3、8)

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主が支払を受けるものを除きます。以下同じ。)に対する源泉徴収税率(特別徴収税率)は**10%**(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とされました。

この場合において、その年中の7%源泉徴収(3%特別徴収)の対象となった上場株式等の配当等(同一支払者から年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く。)の金額の合計額が100万円を超える者については、その超える年分について、その者がその年中に受け取った7%源泉徴収(3%特別徴収)された当該上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用できなくなりました。

(3) 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設 (措法 8の4、地法附 33の2)

平成21年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住者等は**20%**(所得税15%、住民税5%)の税率による申

告分離課税を選択できることとされました。

この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とされました。

(4) 申告分離選択課税の税率の特例措置 (平20改所法等附 32、平20改地法附 3、8)

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）に上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その年分において申告分離課税（上記(3)）を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち**100万円以下**の部分については、**10%**（所得税7%、住民税3%）の軽減税率が適用できることとされました。

● 上場株式等の配当所得の税率

	平成20年	平成21・22年	平成23年以降
上場株式等の配当所得	軽減税率の	本則税率の20%	
年間100万円以下の部分	10%	少額配当の軽減措置の10%	

(注) 申告分離課税を選択した場合は、上記の税率の適用で課税関係が終了します。総合課税を選択した場合は、上記の税率により源泉徴収された後に、他の所得と合算して申告することになります。

(5) 源泉徴収選択口座への上場株式等の配当等の受入れ

(措法 37の11の6、地法附 35の2の5)

居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該配当等を当該源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされました。



この改正は、平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座内配当等について適用されます。(平20改所法等附46、平20改地法附 3⑮、8⑬)

[4] 資料情報制度等の整備

(1) 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書

① 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする措置が廃止されました。(旧措法37の11の4⑧)

② 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収選択口座に受け入れた配当等の額

等が追加されました。(措法37の11の3)

(2) 10% (所得税7%、住民税3%) の軽減税率を適用する上場株式等の配当等については、すべての配当等の支払調書を税務署へ提出しなければならないこととされました。ただし、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等については、当該支払調書の税務署への提出は要しないこととされました。(措法37の11の3)

(3) 上場株式等の配当等の支払者又は支払事務取扱者は、当該配当等の支払を受ける者に対して、その支払う配当等の額等を記載した支払通知書を交付しなければならないこととされました。ただし、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等については、当該通知書の支払を受ける者への交付は要しないこととされました。(措法8の4)

また、上場株式等に係る配当所得の金額を申告する場合には、当該支払通知書又は源泉徴収選択口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないこととされました。



上記(1)の①の改正は、平成21年1月1日以後に源泉徴収選択口座において処理される上場株式等の譲渡に係る報告書について適用されます。(平20改所法等附45)

上記(1)の②及び(3)の改正は、平成22年1月1日以後に特定口座において処理される上場株式等の譲渡又は当該口座に受け入れる上場株式等の配当等に係る報告書について適用されます。(平20改所法等附44)

上記(2)の改正は、平成21年1月1日以後に支払う配当等について適用されます。(平20改所法等附32)

[5] 源泉徴収義務の整備等

(1) 源泉徴収口座において損益通算を可能とするため、上場株式等の配当等に対する源泉徴収について、以下の措置が講じられました。(措法9の3の2、37の11の6)

① 支払事務取扱者(証券会社、銀行等)を通じて支払をする上場株式等の配当等について、当該支払事務取扱者を源泉徴収義務者(特別徴収義務者)とされました。

② 公募株式投資信託の収益の分配に係る配当等について、当該配当等の支払事務取扱者(証券会社、銀行等)が源泉徴収義務者(特別徴収義務者)とされました。

③ 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等について源泉徴収した所得税又は特別徴収した住民税の納付期限は、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とされました。

(2) 個人が公募株式投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとされました。(措法37の10)

(3) その他所要の整備が行われました。



(1)の改正は、平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収口座内配当等について適用されます。(平20改所法等附46)

(2)の改正は、平成21年1月1日以後の公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用されます。(平20改所法等附42)

〔6〕 保有株式の贈与等による移管の容認（措令25の10の2、平20改措令附20③）

一定の贈与、相続又は遺贈により取得した特定口座内保管上場株式等であった上場株式等を、次に掲げる方法により受贈者、相続人又は受遺者の特定口座へ移管できるとされました。

- (1) 贈与により取得した上場株式等を当該受贈者の特定口座へ移管する際に、その受贈者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該受贈者の特定口座に移管する方法（当該受贈者の特定口座に既にその取得した上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していない場合に限ります。）
- (2) 相続又は遺贈により取得した上場株式等を当該相続人又は受遺者の特定口座へ移管する際に、その相続人又は受遺者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該相続人又は受遺者の特定口座に移管する方法

〔7〕 1,000万円までの非課税制度の廃止

（旧措法 37の14）

特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税制度（元本1,000万円までの譲渡益の非課税制度）は、適用期限（平成19年12月31日）の到来をもって廃止されました。

一口情報 民間国外債等の利子・発行差金の課税の特例（所得税・法人税）

（措法6、41の13、67の16）

平成10年4月1日から平成20年3月31日までの間に発行された民間国外債につき非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等については、一定の要件を満たす場合には、所得税は課されませんが、この特例の対象範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子が増えられた上で、その適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。

〈適用関係〉

改正後の民間国外債等の利子・発行差金の課税の特例（措法6、41の13、67の16）については、平成20年4月1日以後に発行される民間国外債につき非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等について適用されます。

（注1） 居住者・内国法人が支払を受ける民間国外債の利子に対する源泉徴収（措法6①②）については、平成20年5月1日から適用されます。

（注2） 平成20年4月1日から平成20年4月29日までの間に民間国外債が発行され、かつ、同日までにその利子が支払われた場合においても、非課税適用申告書の提出等があった場合には、その利子の支払を受けた際に非課税適用申告書の提出等があったものとみなされ、非課税の適用を受けることができます。

2

エンジェル税制の課税の特例措置の拡充

(措法 41の19)

— 税額控除限度額の上限引上げ等 —

〔1〕 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設

- (1) 個人が、その年中に特定中小会社であって次の要件を満たす株式会社に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄附金控除が適用できるととされました。

設立1年目の株式会社	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者
設立2年目又は3年目の株式会社	特定新規中小企業者であって前事業年度及び前々事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であるもの

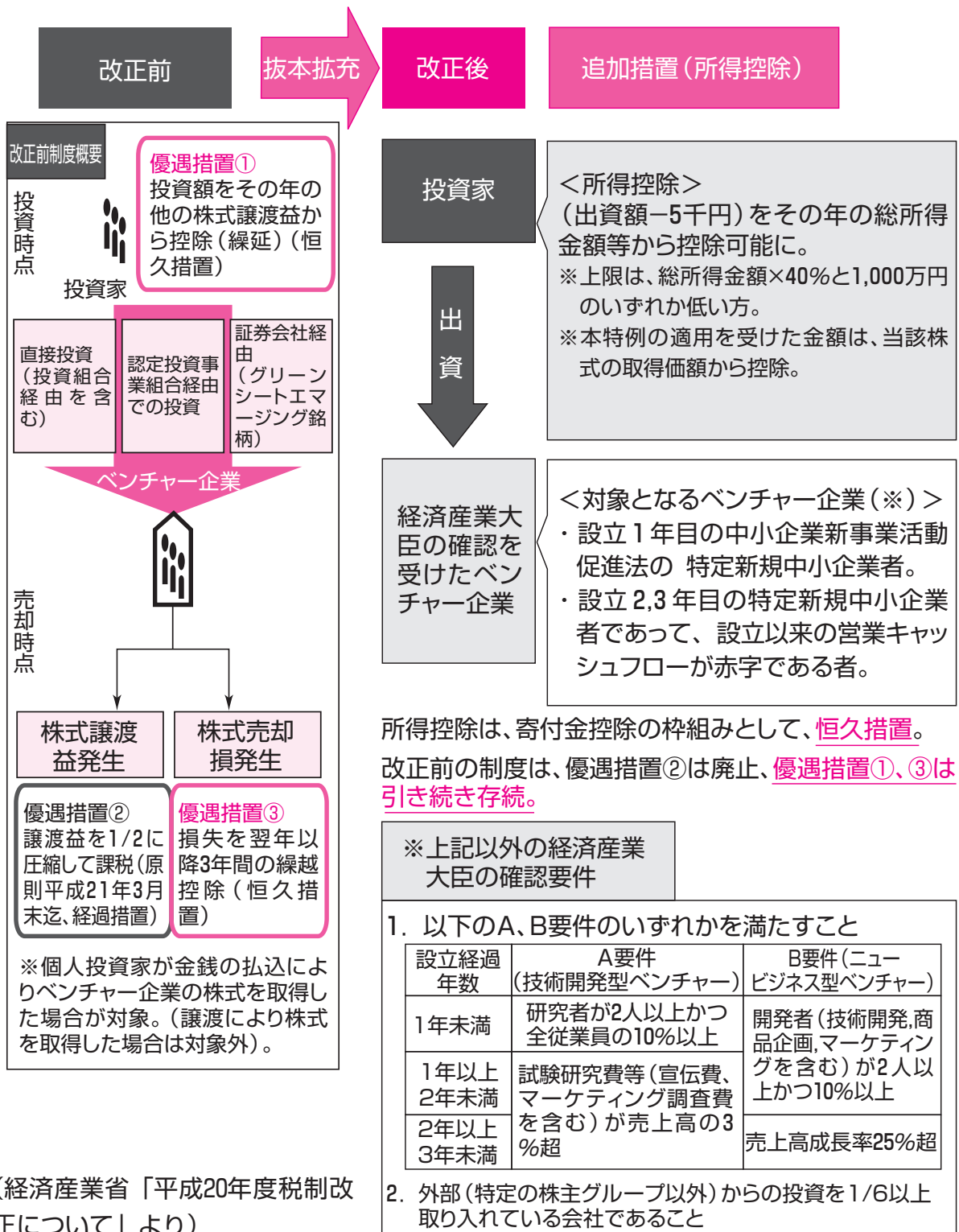
- (2) 特定中小会社に出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定中小会社の株式の取得価額から控除されることとされました。
- (3) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例については、所要の経過措置を講じたうえ、廃止されました。(旧措法37の13の3、旧地法附35の3、経過措置注意)
- (4) その他所要の整備が行われました。



これらの改正は、平成20年4月1日以後に特定（新規）中小会社の株式を払込みにより取得する場合について適用されます。

● エンジェル税制の抜本拡充（所得税）

○これからの経済を支える産業や技術の本となり、地域の雇用拡大にもつながるベンチャー企業育成のため、エンジェル税制を抜本拡充し、ベンチャーへの投資額を所得控除できる制度が導入されます。



(経済産業省「平成20年度税制改正について」より)

● 投資時点優遇措置の抜本強化（具体的計算例）

- ①従来の投資時点の優遇措置…投資額をその年の他の株式譲渡益から控除（繰延）
 ②新たに追加された優遇措置（所得控除）…（出資額－5千円）をその年の総所得金額等から控除
 ※上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。

投資家は①、②のいずれかの優遇措置を選択可能。

投資家Aさん	①従来制度利用の場合	②所得控除利用の場合	
総所得金額 1,000万円 ベンチャーへの投資額 500万円 他の株式譲渡益 100万円	100万円を 株式譲渡益から控除	399.5万円を 総所得金額等から控除 ※総所得1000万円×40%－5千円	所得控除
投資家Bさん	利用不可	199.5万円を 総所得金額等から控除 ※投資額200万円－5千円	所得控除
総所得金額 700万円 ベンチャーへの投資額 200万円 他の株式譲渡益 なし（少額）			
投資家Cさん	400万円を 株式譲渡益から控除	199.5万円を 総所得金額等から控除 ※総所得500万円×40%－5千円	従来制度も引き続き 利用可能
総所得金額 500万円 ベンチャーへの投資額 800万円 他の株式譲渡益 400万円			

所得控除制度導入により、他の株式投資をしていない投資家も優遇措置が使えるようにする。

（経済産業省「平成20年度税制改正について」より）



VI

地方税制関係の 改正のポイント

1 法人事業税の分離・地方法人特別税の創設

— 2009年度から地方法人特別譲与税として都道府県に譲与 —

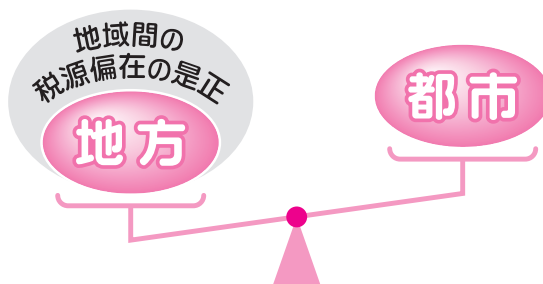
喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として、平成20年度改正で、法人事業税の一部が分離され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されました。

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進めるとされています。この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現が図られる予定です。

この消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、概ね2.6兆円の法人事業税を分離し、地方法人特別税を創設するとともに、その収入額を人口及び従業者数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築が進められることとされました。

〔1〕法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正

法人事業税の標準税率が次のとおり改正されました。（地方法人特別税法等に関する暫定措置法（以下、「地方法人暫定措置法」といいます。）



VI

地方税制関係の改正のポイント

- ① 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	改正前	改正後
年400万円以下の所得	3.8%	1.5%
年400万円超年800万円以下の所得	5.5%	2.2%
年800万円超の所得及び清算所得	7.2%	2.9%

- ② 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	改正前	改正後
年400万円以下の所得	5%	2.7%
年400万円超年800万円以下の所得	7.3%	4%
年800万円超の所得及び清算所得	9.6%	5.3%

- ③ 特別法人の所得割の標準税率

	改正前	改正後
年400万円以下の所得	5%	2.7%
年400万円超の所得及び清算所得	6.6%	3.6%
(特定の協同組合等の年10億円超の所得)	(7.9%)	(4.3%)

- ④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

	改正前	改正後
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	0.7%

注意

3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。



この改正は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。（地方法人暫定措置法附1、2）

〔2〕地方法人特別税の創設

● 地方法人特別税の基本的な仕組み

イ 納税義務者 （地方法人暫定措置法 5）		
地方法人特別税は、法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税とされます。		
ロ 課税標準 （地方法人暫定措置法 8）		
法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額とされます。）		
ハ 税率 （地方法人暫定措置法 9）		
(イ)	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される基準法人所得割額に対する税率	148%
(ロ)	所得割額によって法人事業税を課税される基準法人所得割額に対する税率	81%
(ハ)	収入割額によって法人事業税を課税される基準法人収入割額に対する税率	81%
ニ 申告納付 （地方法人暫定措置法11、12）		
地方法人特別税の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとされます。		
ホ 賦課徴収 （地方法人暫定措置法10）		
地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行うものとされます。		
ヘ 国への払込み （地方法人暫定措置法12）		
都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとされます。		



地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。（地方法人暫定措置法附1、2）

〔3〕地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税が創設されました。

地方法人特別譲与税の譲与の基準は以下のとおりとし、平成21年度から譲与されることとされました。（地方法人暫定措置法33）

①	地方法人特別税の収入額から②の額を控除した額を、2分の1を人口で、他の2分の1に従業者数で均分して譲与されます。
②	前年度の地方交付税の算定における財源超過団体に対しては、今回の改正による減収額として算定した額が財源超過額の2分の1を超える場合、減収額として算定した額の2分の1を限度として、当該超える額を①による譲与額に加算されます。

[4] その他

その他所要の措置が講じられました。

2

個人住民税における寄附金税制の見直し

— ふるさと納税の創設

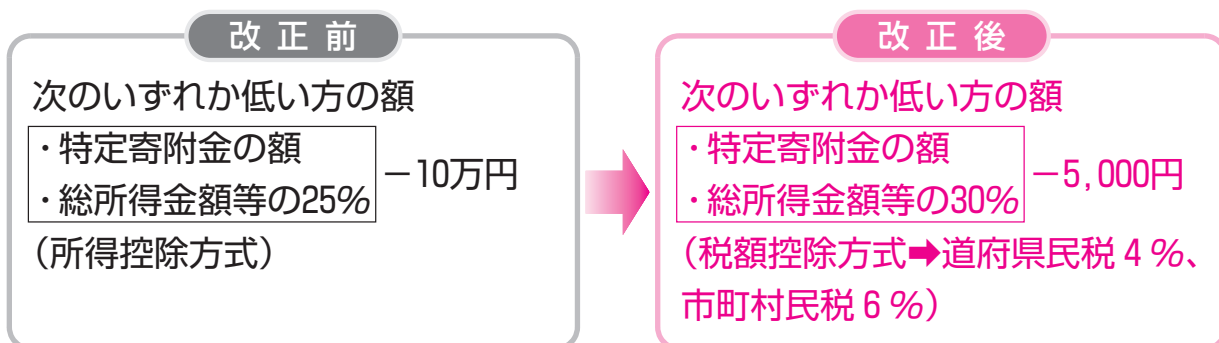
[1] 控除対象寄附金の拡大等

(地法 37の2、314の7)

個人が寄附を行いやすくするために寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30% (改正前25%) に引き上げるとともに、適用下限額が10万円から5千円に引き下げられました。

①	寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除きます。）のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定したものが追加されました。
②	従来所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道府県民税について4%、市町村民税について6%とされました。この場合において、都道府県が条例により指定した寄附金については道府県民税から、市区町村が条例により指定した寄附金については市町村民税からそれぞれ控除されることとされました。
③	寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額等の30% (改正前25%) に引き上げられました。
④	寄附金控除の適用下限額が5千円 (改正前10万円) に引き下げられました。

● 住民税の寄附金控除額



参考 所得税の寄附金控除額は、平成19年度改正で次のようになっています。

次のいずれか低い方の額

・ 特定寄附金の額	−5,000円
・ 総所得金額等の40%	



この改正は、平成21年度分以後の個人住民税について適用されます。
(平20改地法附 1 三)

〔2〕「ふるさと納税」の創設

(地法 37の2、314の7、地法附 5の5)

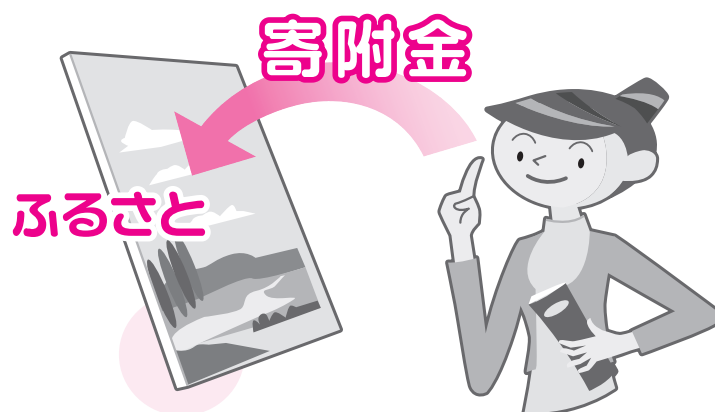
地域に密着した民間公益活動やわが国の寄附文化を一層促進する観点から、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設するとともに、「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みが導入されました。

都道府県又は市区町村に対する寄附金については、上記〔1〕の税額控除の適用に加え、当該寄附金が5千円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額(個人住民税所得割の額の10分の1に相当する金額を限度とします。)の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ税額控除できるとされました。

また、申告手続については、納税者の利便を図るため、簡易な方法により行うことができるよう所要の措置が講じられました。



この改正は、平成21年度分以後の個人住民税について適用されます。
(平20改地法附 1 三)



VI

地方税制関係の改正のポイント

●「ふるさと納税」（個人住民税）

改正の概要	改正前	改正後
寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県又は市町村	都道府県又は市町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金×税率 (10%)の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 【税額控除の計算方式】 ①と②の合計額を税額控除 ①〔地方公共団体に対する寄附金 - 5千円〕×10% ②〔地方公共団体に対する寄附金 - 5千円〕×〔90%-0~40%〕 【寄附金に適用される所得税の限界税率】 ②の額については、個人住民税所得割の1割を限度
控除対象限度額	総所得金額等の25% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	総所得金額等の30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	10万円	5千円

(経済産業省「平成20年度税制改正について」より)

3 個人住民税に公的年金からの特別徴収制度の導入

公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度が導入されました。

〔1〕特別徴収の対象者

(地法 321の7の2)

特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等（「老齢等年金給付」といいます。）の支払を受けている65歳以上のものとされました。ただし、次の場合等においては、特別徴収の対象となりません。

- ① 老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合
- ② 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合

〔2〕特別徴収の対象税額

(地法 321の7の2、321の7の8)

特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

とされました。

〔3〕 特別徴収の対象年金

（地法 321の7の2、321の7の4）

特別徴収の対象年金は、老齢等年金給付とされました。

〔4〕 特別徴収義務者

（地法 321の7の4、321の7の6）

特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払いをする者（「年金保険者」といいます。）とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月10日までに市町村に納入する義務を負うこととされました。

〔5〕 徴収の法

（地法 321の7の2、321の7の5、321の7の8）

ア 特別徴収対象年金所得者については、当該年度の4月1日から9月30日までの間において前年度の10月1日からその翌年3月31日までの間に特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を、当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間において公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の4月1日から9月30日までの間に徴収すべき額を控除した額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収すること。

イ 新たに特別徴収の対象となった特別徴収対象年金所得者については、当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間において公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の2分の1に相当する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収し、当該年度の4月1日から9月30日までの間は公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間に徴収すべき額を控除した額を普通徴収の方法により徴収すること。

ウ ア及びイの場合において、老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収すべき額は、それぞれの期間において徴収すべき額を当該期間における老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とすること。



この改正は、平成21年度から適用されます（なお、特別徴収は、平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付について実施されます。）。（平20改地法附1三）

VI

4

自動車関係諸税の簡素化措置の創設

[1] 自動車税

(地法附 12の3)

自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、
 税込中立を前提に、次のとおり軽減対象を重点化し、2年延長されました。

① 環境負荷の小さい自動車

平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置が講じられました。

対象となる自動車	特例税率等
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車 平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いもの 電気自動車	〔自動車税〕 税率が概ね100分の50軽減されました。
一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車	
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車 平成22年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの	〔自動車税〕 税率が概ね100分の25軽減されました。

② 環境負荷の大きい自動車

平成20年度及び平成21年度に下記の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。）について、その翌年度から次の特例措置が講じられました。

ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したもの	〔自動車税〕 税率が概ね100分の10重課されます。
ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したもの	

[2] 自動車取得税(③の免税点以外の改正は平成20年5月1日から適用) (地法附 32)

- ① 平成21年排出ガス規制に適合するディーゼル乗用車に係る税率の軽減措置が創設されました。
- ② 自動車取得税の低燃費車特例について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、2年延長されました。
- ③ 自動車取得税の税率（5%）及び免税点（50万円）の特例措置の適用期限が平成30年3月31日まで延長されました。

VI

その他の税制関係の 改正のポイント

1 税務手続の電子化促進措置

税務手続の電子化が次のように一層促進されました。

〔1〕電子納税の新たな納付手段の創設

国税の納付手続について、あらかじめ税務署長に一定の事項を届け出た場合には、インターネットバンキングを経由しない電子情報処理組織による納付手続を行うことができることとされました。



この改正は、平成21年9月1日以後に行う電子情報処理組織による納付手続について適用されます。

〔2〕電子申告における第三者作成書類の添付省略の対象書類の追加

所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合において、一定の要件の下、税務署への提出又は提示を省略することができる第三者作成書類の範囲に、次の書類が追加されました。

①	給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
②	雑損控除、寄附金控除、勤労学生控除の証明書等
③	個人の外国税額控除に係る証明書
④	住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）
⑤	バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）
⑥	政党等寄附金特別控除の証明書



この改正は、原則として、平成20年1月4日以後に、平成19年分以後（⑤は平成21年1月5日以後に平成20年分以後）の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用されます。

〔3〕納税証明書の電子申請による書面交付

国税の納税証明書の書面による交付について、電子情報処理組織を使用して交付を請求した場合には、一定の方法により送付に要する費用を納付して、当該証明書の送付を求めることができることとされました。

VII

その他の税制関係の改正のポイント



この改正は、平成20年1月4日以後に行う請求について適用されます。

2 事前照会に対する文書回答手続の改善

国税に関する事前照会に対する文書回答手続について、次の措置が講じられました。

①	文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものが加えられました。
②	照会・回答内容の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報は原則非公表とされました。
③	回答文書等は、原則として、その回答後60日以内に公表することとしていますが、事前照会者の申出があり、その申出に相当の理由がある場合には、180日以内（改正前120日以内）の期間、公表を延期できることとされました。
④	文書回答は、照会文書が到達した日から原則3か月以内に行うよう努めることとしていますが、原則3か月以内の極力早期に行うよう努めることとされました。



この改正は、平成20年4月1日以後に提出する照会文書について適用されます。

3 不服申立て手続の整備

国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備が行われます。

①	「異議申立て」が「再調査請求」に名称変更されます。
②	不服申立期間が処分があったことを知った日から3月以内（改正前2月以内）に延長されます。
③	再調査請求についての決定を経ずに審査請求をすることができる期間が2月（改正前3月）に短縮されます。
④	審査請求人の処分庁に対する質問、争点及び証拠の整理等の手続規定の整備が行われます。
⑤	その他所要の整備が行われます。

4 酒税の見直し

構造改革特別区域法における酒税の特例の見直し平成14年に構造改革特別区域法が制定され、地方公共団体が、構造改革特別区域において、その地域の特性に応じた特定事業を実施したり、実施を促進したりすることが認められるようになり、地域産品の育成や観光事業の活性化等を目指して多様な構造改革特別区域が出現しつつあります。構造改革特別区域内で酒類を製造し、飲食店や旅館等で消費される場合に限り、販売も許可されることが可能となった、いわゆる「どぶろく特区」もその一例です。この特区を拡充するために、酒税法で規定されている最低製造数量等が次のとおり見直されました。

〔1〕最低製造数量等の見直し

（構造改革特別区域法 28、28の2）

- ① 構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（改正前 6 kl）が果実酒については 2 kl に、リキュールについては 1 kl に引き下げられました。
- ② 構造改革特別区域内において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（改正前 6 kl）は適用されなくなりました。
- ③ その他所要の整備が行われました。

〔2〕その他の見直し

（措法 87、87の6、87の8）

- ① 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において課税済みの蒸留酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合には、一定の要件の下、みなし製造の規定を適用しないこととされました。
- ② 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次のとおり軽減割合の見直しが行われたうえ、その適用期限が5年延長されました。
 - (a) 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう（改正前25%）及び果実酒（改正前30%）については、3年間25%とし、4年目、5年目

VII

その他の税制関係の改正のポイント

は20%とされました。

(b) 合成清酒及び発泡酒（改正前30%）については、2年間25%とし、3年目は20%、4年目は15%、5年目は10%とされました。

③ ビールに係る酒税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されました。

5 トン数標準税制の創設

（措法59の2、68の62の2）

本邦外航海運事業者と外国の外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本籍船・日本人船員の計画的増加を図るため、外航海運市場において世界標準とも言うべきトン数標準税制が導入されました。

日本の外航海運事業者が、海上運送法の一部改正法により、海上運送法の一部改正法の施行日から平成22年3月31日までの間に、日本籍船・日本人船員の増加等に係る「安定海上運送確保計画（仮称）」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本籍船に係る利益について、通常の法人税に代えて、みなし利益課税が選択できるようになりました。なお、みなし利益の水準は国際的な水準を踏まえて設定されました。

法人税において本制度の適用を選択した場合において、法人住民税法人税割については、本制度により計算した法人税額を課税標準とし、法人事業税所得割の課税標準である所得については、本制度により計算した所得とされました。

【所得（みなし利益）の計算方法】

下記の①が②を超えるときは、その超える部分の金額を損金の額に算入し、①が②に満たないときは、その満たない部分の金額を益金の額に算入します。

①	日本籍船による収入金額に係る所得金額
②	日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額

（注） 運航トン数に応じた利益の金額は、具体的には、100純トン・1日当たりのみなし利益の金額に運航トン数及び運航日数を乗じた金額とされます。100純トン・1日当たりのみなし利益の金額は、次のとおりです。

1,000純トン以下	120円
1,000純トン超10,000純トン以下	90円
10,000純トン超25,000純トン以下	60円
25,000純トン超	30円

6

その他の税制改正事項

〔国税〕

- 京都議定書の第一約束期間におけるバイオマス由来輸送用燃料の導入を促進する観点から、ガソリンの品質確保等に係る所要の制度整備を踏まえ、バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンについて、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方道路税を軽減する措置が平成25年3月31日までに限り講じられました。（措法88の7）



この改正は、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正による揮発油特定加工業者の登録制度及び品質確認義務の導入時期に合わせて実施されます。（平20改所法等附91）

- 課税の適正化を図る観点から、先物取引に関する調書制度について、金融商品取引業者は、居住者等が行った店頭で取引される金融商品先物取引等の差金等決済があった場合には、その差金等決済があった日の翌月末日まで又は差金等決済があった日の属する年の翌年1月31日までに一定の支払調書を税務署長に提出しなければならないこととする等の整備が行われました。（所法224の5、225）



この改正は、平成21年1月1日以後に行われる差金等決済について適用されます。（平20改所法等附6、7）

- 国外送金等に係る調書の提出対象となる国外送金等の金額が100万円超（改正前200万円超）に引き下げられます。



この改正は、平成21年4月1日以後に行われる国外送金等について適用されます。

- 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限が2年延長されました。（措法29）
- 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置の適用期限が2年延長されました。（措法14、47、68の34）

VII

その他の税制関係の改正のポイント

- 海外投資等損失準備金制度の適用期限が2年延長されました。(措法55、68の43)
- 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度は、適用期限の到来をもって廃止されました。(旧措法68の2、68の109) なお、経営革新計画の承認を受けている中小企業者については、所要の経過措置が講じられました。(平20改所法等附70、87)
- いわゆる三角合併等に係る対価として交付される株式に一株に満たない端数が生ずる場合において当該端数に代えて金銭が交付されるとき及び全部取得条項付種類株式が取得決議により取得される場合において価格決定の申立てに基づく金銭が交付されるときは、組織再編成等の対価に関する要件の判定に際し、これらの金銭以外の対価により判定することが明確化されました。(所法57の4、法法61の2)
- 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限が2年延長されました。(措法62、68の67)

(注) 改正後の規定は、法人が公布日(平成20年4月30日)以後にする使途秘匿金の支出について適用され、法人が公布日前にした使途秘匿金の支出については、従前のとおりとされています。つまり、改正前の規定は、平成20年4月1日から平成20年4月30日までにした使途秘匿金の支出については、追加課税は行われません。(経過措置令4、10)

〔国税・地方税〕

- 国税の納税証明書(地方団体の徴収金の納税証明書)について、国税(地方団体の徴収金)につき滞納処分を受けたことがないことの証明事項については、その交付請求書を提出する日の3年前の日の属する会計年度以後の会計年度に係るものとされました。(通法123、通令41、地法20の10、地令6の21)

〔地方税〕

- 無償減資等を行った法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。(地法附9)
- 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとされました。(地法附5の4)